

国分寺市

第四日吉町学童保育所指定管理業務

事業計画書及び企画提案書

子どもの明日を育み、今日を支える。



目次

(1) 団体等の基本理念・姿勢について	1
(2) 団体の安定性について	3
(3) 団体の継続性について	4
(4) 団体等運営の透明性・公平性	5
(5) 団体等運営における法令等の遵守状況	6
(6) 運営実績	8
(7) 効率・効果的運営への取組状況	10
(8) 受託への熱意・意欲	11
(9) 事業運営への独創性	12
(10) 施設管理の安全性への配慮	16
(11) 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）	23
(12) 社員等の育成状況	26
(13) 個人情報保護対策状況（情報の管理体制）	29
(14) 自主事業などの提案	33
(15) 障害者の雇用状況	35
(16) 高齢者の雇用状況	35
(17) 管理運営に必要な提案金額	36
(18) 環境への配慮	37
(19) 地域雇用の状況	38
(20) 災害時の対応	39
(21) 学校及び地域等との連携による児童の育成支援への取組について	43
(22) 配慮を要する児童への対応について	49

(1) 団体等の基本理念・姿勢について

＊施設の設置目的に対する理解や公共性・平等利用についての考え方

放課後児童健全育成事業の運営理念

私たちの想い

保護者が安心して託せる、こどもが笑顔になれる居場所の創造

❖学童保育所は保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、こどもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業です。私たちは、児童の育成は大人の視点だけでなく、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの幸せを第一に考えてこどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが大切であると考えます。

❖私たちの考える学童保育所は、働く保護者にとっての使い勝手だけでなく、こどもが喜んで笑顔で通う姿があつてこそ、保護者も安心して我が子を託すことができるものと考えています。私たち自身が、我が子を安心して託したくなる、そしてこどもたちが毎日学童保育所に来たくなるような、理想の学童保育所を作りたい、そんな思いで私たちは本事業に携わっております。

❖さらに、学童保育所は保護者が働く家庭だけに必要とされるものではなく、子育ての孤立化等の問題を踏まえて、「すべての子育て家庭を支援する視点」に立つて行うべきものと考えています。学童保育所利用者だけでなく、地域社会との交流や連携、情報提供を行い、地域の子育て支援拠点となることを目指します。

以上の想いに基づき、本事業においては以下の運営理念・方針・目標を定め運営します。

運営理念

こどもの明日を育み、今日を支える。

私たちは、こどもたちが毎日を豊かに過ごせる保育・育成を通じて、明日をたくましく生きる力を育みます。そして、こどもの健やかな成長を願うご家庭や地域社会とのコミュニケーションを大切にし、より良い今日をサポートします。

運営方針・目標

私たちは、前述した想い・理念を形にするために、以下の4つの方針と目標に基づき、運営いたします。

方針 1 遊び・生活を通して児童の発達支援を行う

こどもと長期的・継続的に関わり、遊びと生活を通してこどもの発達の促進をはかります。

遊びや生活の中での、こどもが育つ場面を奪わないよう、こどもたち自身で考え、行動できる支援を行います。

目 標

- ① 遊びと文化を保障する
- ② 多様な人間との出会いを保障する
- ③ こどもの社会性の発達と自治的活動を促進する
- ④ こども自身が自ら遊び、遊びの文化を形成・継承していくことを援助する

方針 2 安全で安心な居場所を提供する

地域の中でのこどもの居場所（生活の場）、遊びの拠点となることを目指し、その中でこどもの様子を観察し、必要に応じて家庭や地域と連携をはかりながら、こどもの安定した生活を支援します。

目 標

- ① 地域福祉を推進し、こどもの日常生活を支援する
- ② いじめや虐待などのこどもの問題の発生を予防する
- ③ 保護を要するこどもを援助する

方針 3 保護者の子育て支援をする

共にこどもを育むという考えのもと、保護者に対する相談や援助を行い、子育ての共同の場づくりを進めることによって、地域における子育てを支援します。

目 標

- ① 保護者がこどもとゆっくり向き合えるよう子育てを支援する
- ② 地域社会に開かれた子育ての共同の場を提供する

方針 4 地域の子育て拠点として地域との連携を強化する

地域社会の子育て資源を発掘し、それぞれをつなげてネットワークを広げます。また、こどもの視点も発信しながら、豊かな子育て文化を創造し、子育てを社会化していく方向に向けて地域社会の「拠点」となります。

目 標

- ① 地域の子育て資源を発掘し、それぞれをつなぎネットワークを広げる役割を果たす
- ② こどもの視点、意見を地域に発信する
- ③ こどもの育成に関する地域の関心を喚起する
- ④ こどもの育成に際しての正しい知識を啓発する

(2) 団体の安定性について

＊団体等の経営状況の安定性

財務諸表（財政健全性）

弊社は過去の決算や業績において、客観的な評価をするために税理士による経営状況評価をしています。
評価内容について、税理士作成の評価書の概要を以下に記載します。

1. 収益性	▼経営状況評価書
2. 財務内容	
3. 支払能力	
4. 総評	

(3) 団体の継続性について

*団体等の設立から何年経過しているか

社会を支える事業を通して、持続的な成長を実現

グループ会社創立 62年、学童・児童館事業参入 14年目

仲間と社会に必要とされ続ける企業グループを目指す

- ・ 私たち明日葉はソシオークグループの一員であり、「社会と共生する樹でありたい。」をスローガンに掲げ、社会の様々な課題をビジネスで解決する共通価値の創造経営(CSV = Creating Shared Value)を推進することで、持続的な成長を実現することを目指しています。
- ・ 社会の課題を継続的に解決するためには、働く仲間たちの雇用を守り報酬を上げていく必要があります。そのためには経済的成長は不可欠であり、またその基盤も安定していなければなりません。持続的に成長することで、より多くの仲間と社会に必要とされる企業グループを目指しています。

創業から引き継がれる想い～誰もが尊重される社会の実現～

- ・ 社会をより良くするための事業に取り組み、働く仲間と社会の人々を幸せにしたいと願う原点は、1963 年の創業の原点にまでさかのぼります。創業者は、下肢障がいを持つ身体障がい者でした。「障がいがあってもなくても、男でも女でも、こどもも高齢者も、肌の色が何色でも、全ての人が尊重される社会、会社を創りたい」との志を立ててお弁当屋さんを創業し、以後、事業を拡大し続け、社員食堂や病院給食、学校給食などの給食事業会社へと成長しました。
- ・ 給食事業の性質上、社員の8割以上が女性だったため女性社員が働きやすい会社づくりに積極的に取り組み、社内制度を整えてきました。その結果、産休育休取得率も高く、育休後の職場復帰も推進しておりました。ただ女性の社会進出が進む中、社内でも保育園にこどもが入園できず復帰が遅れたり、退職したりするケースが増え、改めて働く女性や子育て家庭を支える仕組みづくりの必要性を感じておりました。

社会環境が大きく変化する中、子育て支援事業へ参入

- ・ こどもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、こども自らの「育つ力」と家庭の「育てる力」を社会全体が支援することが必要であると考えていたところ、縁あって2011年に目黒区で民営保育園を開園、同年横浜市での放課後健全育成事業の運営を受託したことで、株式会社明日葉として本格的に子育て支援事業に参入しました。

多様なグループ会社で横断的に社会課題を解決

- ・ 現在は、「学童・放課後子ども教室」、「児童館」、「放課後等デイサービス」、「保育園」などの子育て支援事業の他、「学校・保育園等の給食サービス」、「公共施設・サービス運営」、「ALT派遣事業」、「送迎バス等の自動車運行管理サービス」、「障がい者就労支援事業」、など社会を支える事業を中心に事業拡大を続ける「ソシオークグループ」を形成しています。

グループ会社ロゴ一覧	グループ売上高
	約 395 億円
	グループ社員数
	17,048 人
	運営事業所数
	3,538 事業所
※1 都2府35県でサービスを提供	

(4) 団体等運営の透明性・公平性

＊進んで団体等の情報等を公表しているか

情報公開への対応

弊社は公的な施設の運営受託者として情報公開に対する取り組み方針を以下の通り定め運用しております。

市民の権利の尊重及び配慮

- 情報の公開を求める市民の権利が十分尊重される事を理解し運用します。またその際、個人に関する情報がみだりに公開されることのないように、最大限の配慮をします。

管理運営の透明性

- 運営方針及び年次事業計画、事業報告について、閲覧希望者に可能な限り情報提供を行い、運営の透明性を高めます。また、利用者からの意見・要望・クレームに対しては、公開請求の有無にかかわらず、施設内掲示板に回答書を掲示するか窓口にて閲覧に供するかの方法で説明責任を果たします。

公の施設の管理に関する指定管理者の保有する文書公開

- 本施設に従事する者が職務上作成し、また取得した文書等に対して「文書等公開請求書」が提出されたときは、必要に応じ当該自治体所管課等と協議し、情報公開条例等の趣旨に則り、受託者の責で全部公開、一部、又は全部非公開、若しくは文書等の存否を明らかにできないことを判断します。
- また、受託候補者に選定後には、情報公開の対象とする文書及び企業情報として当該自治体「情報公開条例」の非公開対象文書となるものを分別し、協定書上で明確化して「文書等公開請求書」への対応について共通理解を持ちます。

文書公開に関する苦情の申立ての対応

- 指定管理者が行った公開の可否等の決定に、公開請求者から苦情の申立てがあったときには「苦情申立報告書」を当該所轄課に提出し、その内容について協議し、処分決定後は速やかに苦情申立者に対して処分内容を連絡します。

ホームページ等での情報発信

弊社及びグループ会社のホームページにおいて、随時事業や運営に係る情報を更新しています。

自治体や利用者等が弊社について理解し、安心して運営をお任せいただけるよう、具体的な運営内容や取り組みを広く情報を発信しています。

(5) 団体等運営における法令等の遵守状況

＊個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか

法令遵守の徹底

- 私たちは職員数17,000名を超える企業グループとして、また子育て支援事業を運営する会社として各種法令遵守については当然の義務であると考えています。
- 弊社グループの経営指針においてもコンプライアンスの重視を宣言し、全職員が守るべき事項を示した「ソシオーク宣言 2023」において、ハラスメントの根絶や倫理的な取引、情報管理の徹底を明示しています。
- 法令等違反行為の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営を実践することを目的に「内部通報規定」を定めています。
- その他、入社時に法令遵守を含む服務規程についての誓約書の提出、各段階におけるコンプライアンス研修を行います。

個人情報保護法の遵守

- 弊社は個人情報保護法に関する法令等を遵守するために、グループ内共通ルールとして、個人情報取扱規程・情報セキュリティ規程・特定個人情報取扱規程を定めています。そして、各種規程に沿った現場での対応方法を示した「個人情報取扱マニュアル」を作成し、徹底して遵守しています。
- 全ての職員に個人情報保護研修（採用時研修：1回（入社誓約書も提出）、定例研修：年1回）を義務化し、個人情報の取り扱いと秘密保持義務について十分な理解のもとで厳格に管理します。

労働基準法の遵守

弊社では、労働基準法に基づき、労働時間、年次有給休暇、時間外労働等の労働条件や職場内における規律等を定めた雇用形態別の就業規則を策定し、社員・パートナー等に周知しています。また、仕事だけではなく、プライベートも充実した人生を歩めるように、以下のような取組みを通して、ワーク・ライフ・バランス支援を行っております。

健康経営優良法人(※) 2024 の認定

- 長期的な安定雇用を目指した社員の健康増進支援を行った結果、令和6年3月1日付けで経済産業省及び日本健康会議の選定する「健康経営優良法人 2024 (大規模法人)」の認定をソシオークホールディングス株式会社にて受けております。本認定は 2021 年より受けており、4 年連続での認定となります。



※健康経営優良法人認定制度とは

経済産業省と日本健康会議が、特に優良な健康経営を実践している法人を認定する制度です。健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、健康経営優良法人が社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。

社員満足度調査

- はたらく仲間に「歓働」をもたらすことを経営理念に、毎年、従業員満足度(ES)調査に取り組み、経営計画発表会で全事業所に結果分析を発表し、さらなる向上・是正改善に取り組んでいます。

育休取得

- 「育児・介護休業等に関する規程」が定められ、育休・産休の取得率はほぼ100%です。女性だけではなく男性職員の取得も進んでいます。休業中も社内報等を自宅送付するなど復帰への不安を減らし、産休復帰祝金制度を設け、復帰を歓迎することを制度としても示しています。

えるぼし(3つ星)企業の認定

- えるぼし認定とは、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組み実施状況の優良な企業が、厚生労働大臣により認定を受ける制度です。「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5項目に基づき、企業の取り組み実績が全3段階で評価されます。
- 弊社は、5項目の基準の全てを満たしているため、最高位である3つ星で認定されました。



女性活躍推進の取り組み

- 弊社では、現在、社員の8割強を女性社員が占めています。女性の働きやすい会社作りに取り組んでおり、産休・育休や結婚、ご家族の介護などライフスタイルに合わせて時短勤務や勤務地の変更等、柔軟な働き方を選択できます。今後も、女性社員のさらなる活躍を推進するために取り組んでまいります。

(6) 運営実績

* 同様な施設での運営実績（契約書等の添付のこと）

運営実績

全国 1,105 件の受託かつ運営継続率98%以上の信頼の実績

弊社は2025 年4月時点で放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室、児童館、その他子育て支援事業、パブリック事業を合わせて 1,105 件※¹ を運営しています。その内、本事業と同様である放課後児童健全育成事業は 866 件（1,422 単位）であり、東京都内では134件を運営しています。

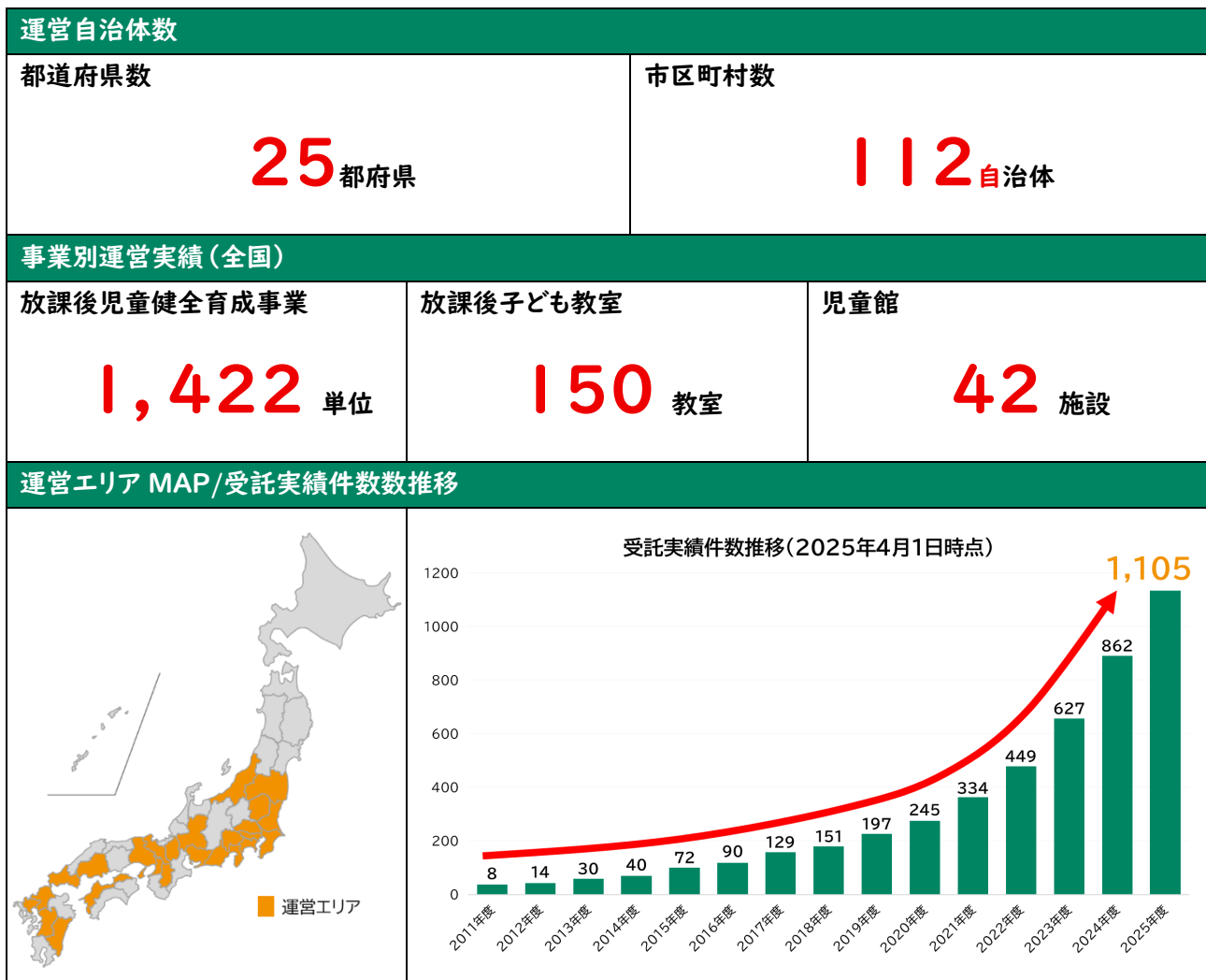
また、国分寺市内では、学童保育所5施設、児童館 1 施設、子育て支援拠点 1 施設を運営しています。

さらに、2011年より本事業に参入していますが、右肩上がりに受託数を伸ばしつつ、98%以上※²と極めて高水準の運営継続率を誇っていることは弊社の運営の質の高さの証であり、特に再選定時において「やはり明日葉がいい」と思っていただけの受託後の最大の評価だと考えています。

※¹ 運営施設内で児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営している施設は2件として算出しています。

※² 再選定や事業所閉鎖等に伴う、受託契約の失注割合を失注件数/受託件数により算出しています。

実績一覧(全国)



弊社運営施設と連携し、質の向上、安定的な運営を実現します。

- ❖ 弊社は貴市及び近隣自治体において、公設民営の学童保育所・児童館等を **13** 自治体 XXXXXXXXXX 運営しています。
- ❖ その内、国分寺市内では、児童館 **1** 施設、学童保育所 **5** 施設、親子ひろば **1** 施設（ひかり児童館、第一光町学童保育所、第二光町学童保育所、第三光町学童保育所、第四光町学童保育所、第三泉町学童保育所、西部地区拠点親子ひろば） を運営しています。
- ❖ そのため、プログラム等の合同実施や情報・事例共有、人財交流、欠員や行事の際の応援体制がとりやすい地域です。
- ❖ 本施設受託の際には、市内の当社受託児童館、学童保育所等との連携、情報共有をとりながら質を高めあうとともに、安定的な運営を実現いたします。

▼市内及び近隣自治体の受託実績



(7) 効率・効果的運営への取組状況

＊施設利用の促進方策・創意工夫

こどもたちへの切れ目のない支援

- ・ 国分寺市の学童保育所は、現状定員数に対して利用希望者数が上回っており、施設の狭隘化が問題となっています。また、学童保育所は原則3年生までの利用となっているため、こどもたちと保護者が安心して楽しめる居場所の選択肢を増やすことで、地域のこどもたちを切れ目なく支援することが重要であると考えています。
- ・ そこで、学童保育所を運営する上で、近隣の児童館・放課後子ども教室・地域等との連携・交流をより積極的に図り、卒所後や他の選択肢として、こどもたちが安心できる居場所に繋げることは、切れ目のない支援の一つであると考えています。特に、学童保育所を卒所したてのこどもたちの安心・安全な放課後の居場所を充実させるため、令和7年4月からランドセル来館の対象学年が4年生まで拡大したこともあり、近隣児童館との連携を積極的に図ることが求められていると理解しています。
- ・ さらに、学童保育所においては、遊びと生活の場である特性を活かし、こどもたちの意見を反映する「こども会議」等を積極的に実施することで、ただお預かりするだけではなく、こどもたちの自主性・社会性・創造性を育み、こどもたちが自分で考えて行動する力を養いたいと考えています。
- ・ 「こども会議」では、活動のルールやイベント企画などについて、「話し合い・計画⇒準備⇒実行⇒振り返り⇒改善」という方法を取り、こどもたちは、「やらされている」のではなく、自ら積極的に取り組む活動の主体としての役割を果たします。年齢によって、児童の取り組み方は多様ですが、それぞれの年齢・発達段階に応じて十分に主体的に活動できるように支援します。

市内及び近隣自治体における受託施設の横連携による“育成の質向上”

- ・ 前頁に記載の市内及び近隣自治体に受託施設が複数ある強みを活かし、事業所・自治体の垣根を越えて、好事例等の情報共有、職員同士の交流・研修、交換研修などを月1回程度実施し、育成の質向上に努めています。
- ・ そのため、第四日吉町学童保育所を受託運営させていただく場合も、市内7施設に加え、近隣自治体で運営する施設との連携・交流を積極的に図ることで、利用者に提供する価値・サービスを向上し、利用促進を図ります。
- ・ また、第四日吉町学童保育所と類似する学校外の単独施設として、弊社は国分寺市内で第三泉町学童保育所を運営しています。日々の学校との連携や近隣の公園での外遊びにおける安全管理・工夫、同一小学校区の学童保育所との連携における取組み等を互いに情報共有することで、より効果的・効率的な運営を行います。

による“育成の質・サービスの向上”

※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

(8) 受託への熱意・意欲

- ❖ こどもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、こども自らの「育つ力」と家庭の「育てる力」を社会全体が支援することが必要となっています。学童保育所は、保護者の仕事と子育ての両立支援であると同時に、児童の健全育成のための重要な役割を担う事業であり、次世代を育成する極めて大切な事業であると捉えています。
- ❖ 今回の学童保育所運営事業者公募は、提供するメニュー内容の充実など、更なるサービスの向上が期待されていると理解しております。民間ならではの知恵と工夫を活かして、設置目的に合致したサービスの向上を実現いたします。
- ❖ 私たちは、学童保育所運営において、大人の視点からのみならず、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの幸せを第一に考えてこどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが大切であると考えます。学童保育所の職員は、学校の教師とも親とも違う、こどもたちの最も身近にいる大人です。私たち自身が、こどもたちの信頼に応えられる大人でありたいと心がけています。
- ❖ 働く親にとっての使い勝手だけではなく、こどもが喜んで笑顔で通う姿があってこそ、親も安心して我が子を託すことができます。私たち自身が、我が子を安心して託したくなる理想の学童保育所を作りたい、そんな思いで私たちは、本事業に携わっております。

国分寺市への理解と想い

- ❖ 国分寺市人口ビジョン（第3版）によると、国分寺市は、直近30年間、一部期間を除き、概ね人口増加傾向が続いています。特に、2018年から2023年までの直近5年間の人口増加率は5.4%となっており、多摩26市の中で最も高くなっています。また、これまで横ばいだった「0歳～14歳」の人口が2016年以降は継続して増加傾向になっています。さらに、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画に関するアンケート調査結果によると、近年の母親の就労状況については、就業率が年々増加するだけでなく、「フルタイム」の割合が増加しているため、今後も学童保育所の利用ニーズの高まりが想定されています。
- ❖ さらに、小学生の保護者(母親)の就労希望について、「一番下のこどもが『10歳』になったころに就労したい」という声が多くなっており、学童保育所卒所のタイミングで就労を望む声が高まっていることから、学童保育所は児童館や放課後子ども教室、地域住民等と連携を深め、地域ぐるみでこどもたちの安全安心な居場所づくりを行っていく必要があると考えています。
- ❖ 国分寺市は、「国分寺学」として、こどもたちが主体的に地域と関わり、地域に根差した探究的な学習を進めることにより、「課題解決力」「コミュニケーション力・協働力」「社会参画力」に関する資質・能力を育むことを目指す学習を推進しています。また、今回の第四日吉町学童保育のこどもたちが通う第五小学校は、地域との関わりを重視した教育活動を行い、「地域で育ち地域の一員としての自覚と、将来地域に貢献しようとする高い志をもった」こどもたちを育むことに努められています。
- ❖ これらの国分寺市及び第五小学校の想いと取組みは、弊社が学童保育所運営にあたって重視している、地域に根差した事業運営「土着化」に繋がるものであると考えており、前述の地域ぐるみでこどもたちを見守る意識の醸成と安全安心な居場所づくりに貢献できると考えています。
- ❖ 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和7年度～令和11年度）の基本理念「子育てと子育てでひとがつながり 子どもや若者一人ひとりが自分らしく将来にわたって幸せに暮らせるまち」づくりに寄与したいと考えています。

(9) 事業運営への独創性

*団体等でしかできない事業提案

“育给力” 心と身体を育むプログラム

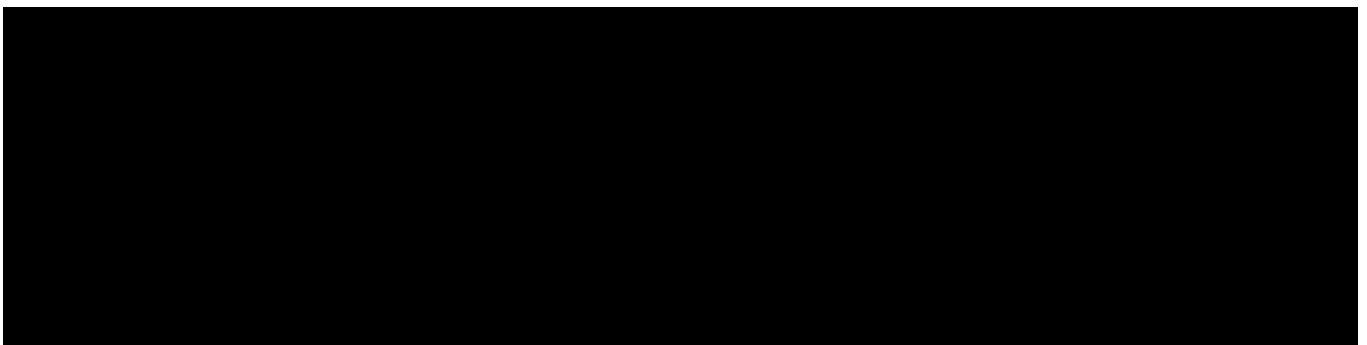
私たちは放課後の多くの時間を過ごす学童保育所を単に預かる場所としてではなく、放課後の活動を通して、自主性や社会性を育みたいと考えております。やらせるだけの活動にならないように、各活動に目的を持ち、一人ひとり児童の持っているその子らしさを生かせるような環境を作り、見守り、時には助言しながら児童自身が考え、安心して遊べるように支援いたします。具体的なプログラムや年間行事は次の通りです。

【具体的なプログラム(例)】

情緒を育むプログラム

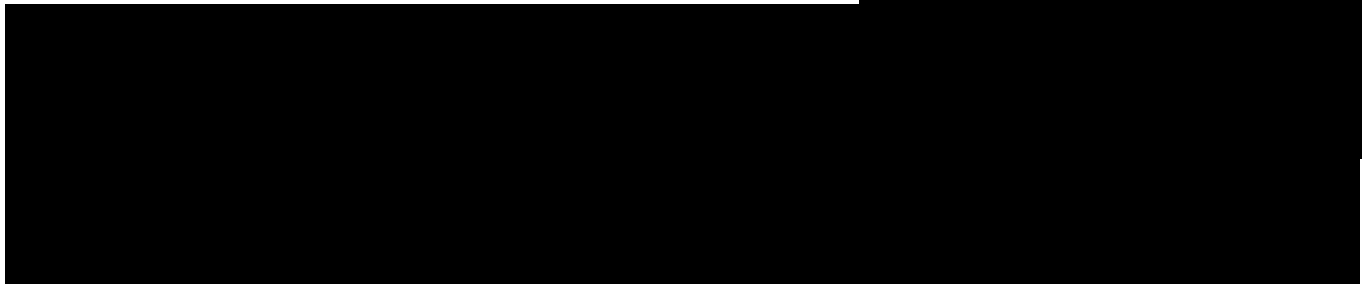
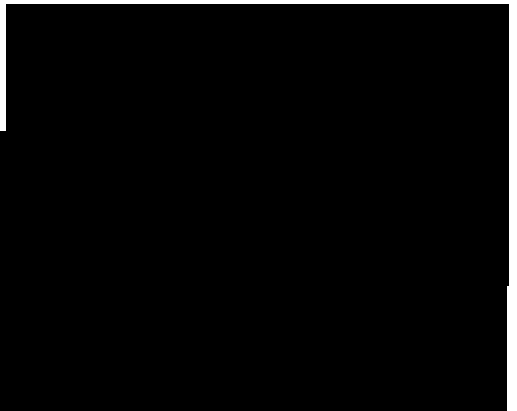
音楽やダンスのプログラム

音楽プログラムやダンスプログラムを実施しています。



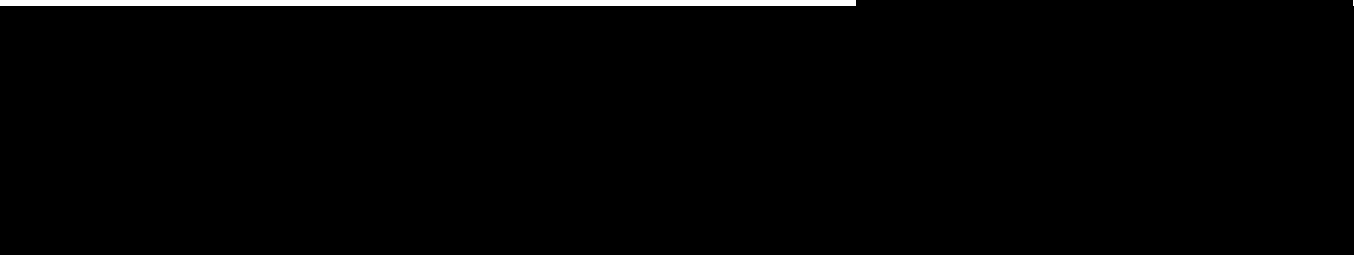
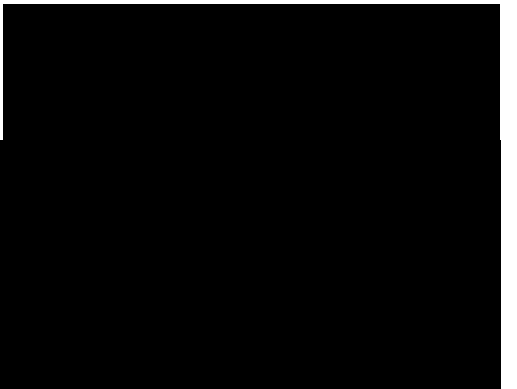
お話しでてこい

地域のボランティアや支援員による読み聞かせ、素話、ペープサート、人形劇、紙芝居等、物語を楽しむプログラムを実施しています。



作って遊ぼう週間

毎月1週間を「作って遊ぼう週間」として、テーマを決めたクラフト活動に取り組みます。バルーンアート教室、リサイクル工作教室、手芸、木工等を実施しています。



※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

世代間交流プログラム

地域の高齢者を迎えての交流プログラムや、ボランティアによる囲碁・将棋クラブ・生け花教室・茶道教室等を実施しています。また地域の高齢者施設の行事に児童が制作した手作りのプレゼントをお贈りするなどの交流も実施しています。

身体を育むプログラム

体力増強プログラム

児童の体力は新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準より低く、運動習慣においても、体育の授業時間以外に運動をする時間が減っていることが報告されています※。弊社は、学童保育所の活動の中で楽しく身体を動かす機会をつくり、運動することの喜びを味わうことで、生きる力の基盤となる健やかな身体づくりを目指します。また、こどもたち自身が企画するスポーツ・遊びのイベントを実施したり、ドッチビー、なわとび、ボール遊び等も取り入れ、こどもたちの希望や季節・地域に合わせた遊びを随時行います。

※スポーツ庁「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等の結果（概要）について」より

その他のプログラム

その他にも、季節に応じたプログラムや保護者・地域の方と一緒に交流を楽しむプログラム、地域の施設（工場）見学など多様なプログラムも実施します。

※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

徹底した環境の設定

学童保育所の環境は児童の育つ力を支援する重要な要因であると考えています。児童の安全を確保するとともに自発的に行動ができるよう環境を整備します。また、支援員が児童1人1人に寄り添った支援ができるよう心がけて運営いたします。

児童の発達段階に応じた玩具の提供

- 児童の遊びが豊かになるように創造性・社会性を引き出す教材・玩具を厳選します。
- その他にも児童は年齢や発達に応じてコミュニケーション能力や理解力、思考力等が異なるため、発達段階に合わせた玩具・教材を提供します。
- 開室前に玩具・教材の点検を行い、壊れた玩具や破損・汚損した図書等は、修理をした上で提供します。児童の使用方法に問題がある場合は適切な使用方法を指導・支援します。

児童の発達段階に応じた環境設定

■ こどもが主体的に活動できる環境整備

- こどもたちの意見・要望を反映させた活動ルールの設定や要望のあった図書・玩具の配置、行事の実施など、学童保育所がこども主体の居場所となるよう環境設定の設定をこどもの目線で行います。
- こどもが活動するスペースの中で、「静」と「動」の活動で場所を分けることや、コーナー遊びのようにそれぞれの活動に集中できる環境等を設定することで社会性や物事に取り組む力を育みます。

■ 安心・安全のための環境設定

- 児童の安全のため、帰宅管理を徹底します。ホワイトボードを活用し出席児童と欠席児童を帰宅時間ごとで見える化し、今いる児童と帰宅した児童を全職員で把握します。
- 児童自身が帰宅時間を意識できるように、日々の出席カードや連絡帳を提出するBOXに時計のイラストを貼り付けるなどの工夫をいたします。

※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

■ 発達段階の特徴を踏まえた支援環境の設定

発達には個人差も大きいので、支援内容は一人ひとりの子どもで異なりますが、子どもの発達に応じた適切な環境設定・支援を行います。

■ 学童保育所における児童との関わり方

- 学童保育所における子どもたちの遊びに支援員が関わることは、子どもたちの心理に大きな影響を与えることを理解し、遊びを豊かに、そして安心して行うことができるようにするために、支援員は個々の子どもの状況や集団に合わせて多様な関わり方をすることを心がけます。
- また、支援員は学校の教員や保護者とも違う子どもたちの最も身近にいる大人です。大人との安定した信頼関係のもとで、子どもは「遊び」「学習」などの活動、十分な「食事」「休息」が保証されることで、安心して生活し、育つことができるということを理解し、子どもたちの信頼に応えられる大人であることを心がけます。

■ いじめの防止と早期発見のための取組み

- いじめは重大な人権侵害であり、子どもの心の育ちを阻害する要因であることを認識し、以下のようないじめの防止と早期発見の取組みを実施します。
- 入室時に子どもの表情や友達同士のやり取りの中で異変がないか支援員が意識的に注意を払います。
- 学校で実施するいじめアンケートに合わせ、学童保育所においてもいじめアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めます。いじめの可能性のある場合は学校に共有し、連携して対応をします。
- トイレなどの密室や死角となりやすい場所などは、いじめを誘発・見逃す可能性があるため、施設特徴に合わせて支援員の目が行き届く環境設定に努めます。
- 「なんでもそうだんばこ」を設置し、子どもが一人で悩みを抱えてしまうことがないよう、直接相談しづらいことであっても支援員に伝えやすくする取組みを行います。
- いじめ等の見落としがないように予防と適切な対応をとります。子どもたち自身の人権意識と思いやりの心を育むために開発された の実施も検討します。

■ 『子ども会議』の積極的な実施

- 学童保育所は子どもが主役の居場所です。子ども基本法第三条3項において、子どもの意見表明権の保障が明記されておりますが、弊社では以前より、学童保育所で子どもの意見を反映する取組みとして「子ども会議」を積極的に実施しています。
- 「子ども会議」では、活動のルールやイベント企画などについて、「子どもたちが話し合い、計画⇒準備⇒実行⇒振り返り⇒改善」という方法を取り、子どもたちは、「やらされている」のではなく、自ら積極的に取り組む活動の主体としての役割を果たします。
- 年齢によって、児童の取り組み方は多様ですが、それぞれの年齢・発達段階に応じて十分に主体的に活動できるように支援します。（右の写真は実際に「子ども会議」で出た図書の整理整頓を実施している様子です。）

※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

(10) 施設管理の安全性への配慮

＊有資格者の常駐・施設管理の専門性のある団体等

有資格者の常駐について

利用者の増加やニーズの多様化により、より一層運営の資質向上が求められており、より良いサービスと安全な居場所を提供するため、弊社では以下の取組みを行っています。

- 弊社では常勤職員は原則、保育士・教員免許・社会福祉士・放課後児童支援員のいずれかを有するものを雇用・配置しています。
- 資格を有していない職員であっても、常勤・パートナーの雇用形態に関わらず、保育士資格の取得支援制度（受験料・テキスト代補助、実技試験対策講座の実施等）を設けているため、資格取得を積極的に促します。
- 責任者（常勤）は防火管理者の資格を取得したものを配置します。
- [REDACTED] 実施するため、いざというときにこどもの命を守れる体制を整えます。

こどもの安全を守る取組み

日頃から児童の安全・安心の確保を第一と考え、危機管理意識を高くもって業務にあたります。危機管理方針を次のように定め、未然防止及び再発防止を徹底します。

危機管理方針

- 【方針①】 事故発生を未然に防ぐために事前の備えを徹底する
- 【方針②】 事故発生時に被害を最小限に抑えるために迅速で的確な初動を徹底する
- 【方針③】 再発防止を図るために事後の処置を徹底する

危機管理方針① 事故発生を未然に防ぐために事前の備えを徹底する

学童保育所外における活動時の安全対策

第四日吉町学童保育所は「こばと公園」等で外遊びをするため、日頃から以下の安全対策を実施します。

- 施設外活動時は、万一の事故の際に、事故対応をする者その他の児童を保護する者が必要となるため、職員が2名以上付き添います。行き先と帰着予定を「活動表」に記入し、必ず携帯電話を持って出かけます。
- 緊急事態発生時には、児童を安全な場所に保護し、必要に応じて速やかに応急処置や病院への搬送を行います。速やかに、法人本部や市、保護者等へ連絡します。

気象情報	事前に必ず気象情報を確認する。 特に、雷、ゲリラ豪雨等に注意し、落雷や川の増水、土砂崩れ等の危険を回避する。
光化学スモッグ	警報等の情報を的確に収集し、発生状況によって屋外活動を控える。
熱中症	屋外での帽子の着用と水分補給の指導を行う。 同行する職員は携帯型熱中症計を身につけ、適宜、支援員が休憩指示を出して、こどもたちを木陰等で休憩させる。

登所・降所時の児童の安全管理

第四日吉町学童保育所は小学校外施設で、第五小学校からはこどもの足で徒歩10分程度の場所にあり、周辺は住宅密集地で道幅が狭く抜け道として利用する車が多い特徴があります。そのため、学童保育所においては、登所・降所時のこどもたちの安全管理は重要な役割となります。4月から約2か月は、新1年生が安全に登所できるよう、小学校まで職員が迎えに行き、学童保育所まで引率をします。また、こどもたちと学童保育所周辺の安全マップを作成したり、帰りの会などで安全指導を行うなど、日頃からこどもたちへの安全意識醸成を図ります。その他、特に注意が必要と思われる箇所における、安全管理への考えと方針は以下の通りです。

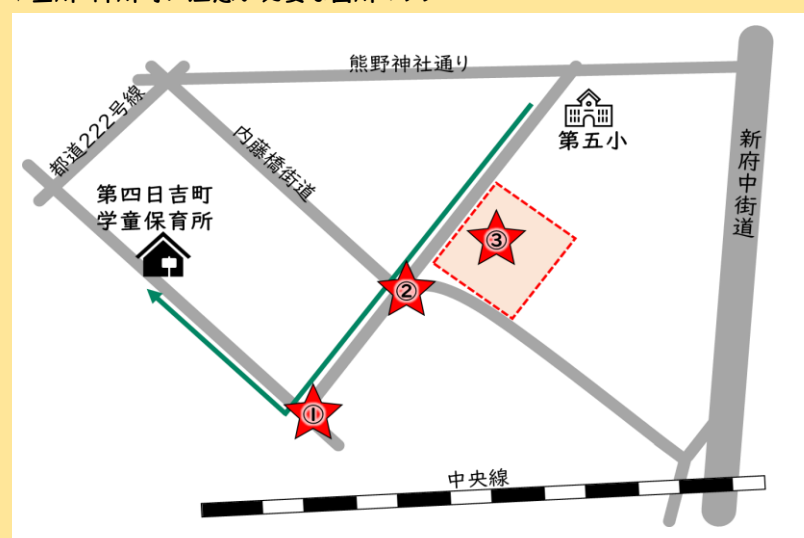
注意箇所①：死角になりやすいT字路

学校の通学路から第四日吉町学童保育所方面へ右折する地点にT字路があり、車の往来が見えにくく道幅も狭い場所になっています。ミラーが設置されていますが、こどもたちの背丈からは高い位置にあるため、左右から車等がくる可能性をこどもたちに周知し、立ち止まって安全を確認した上で右折するように指導いたします。

注意箇所②：押しボタン式信号の横断歩道

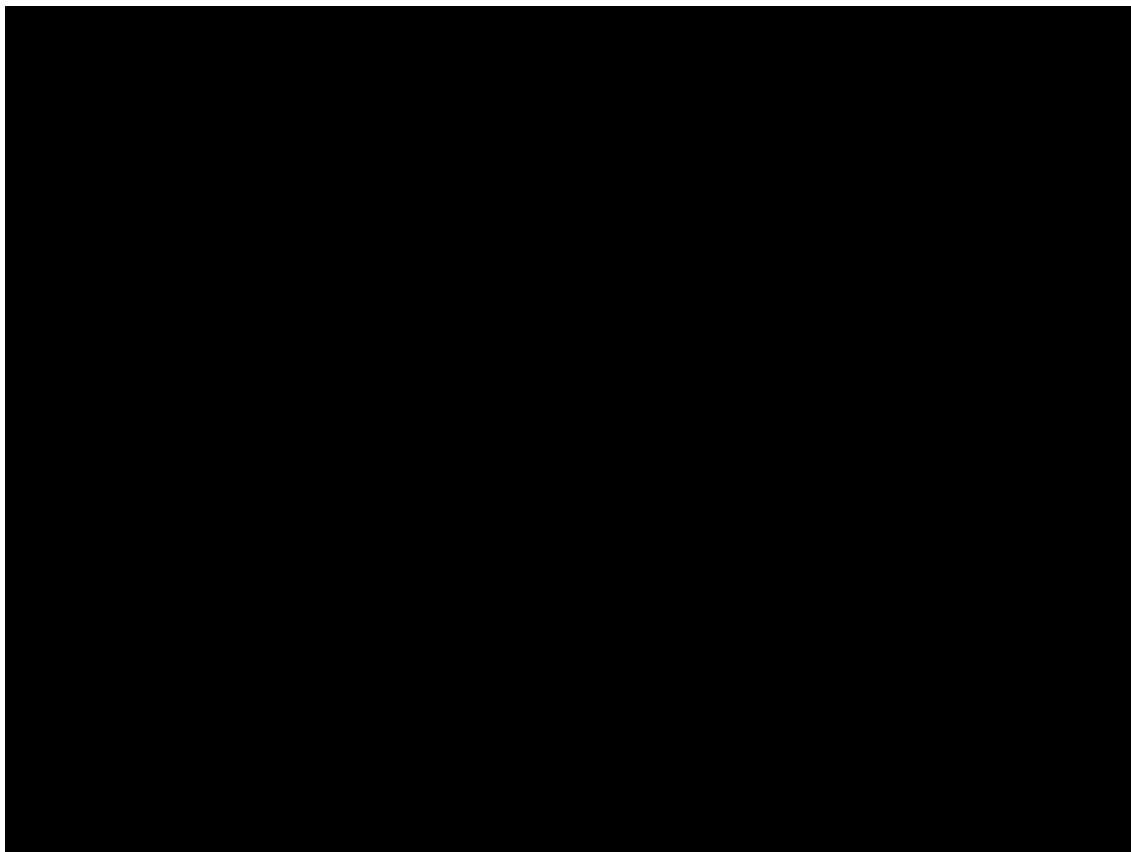
押しボタン式の信号付き横断歩道を渡ってくる必要があるため、必ずボタンを押して車が停止したことを確認してから横断するようにこどもたちに指導をいたします。

▼登所・降所時に注意が必要な箇所マップ



危機管理方針② 事故発生時に被害を最小限に抑えるために迅速で的確な初動を徹底する

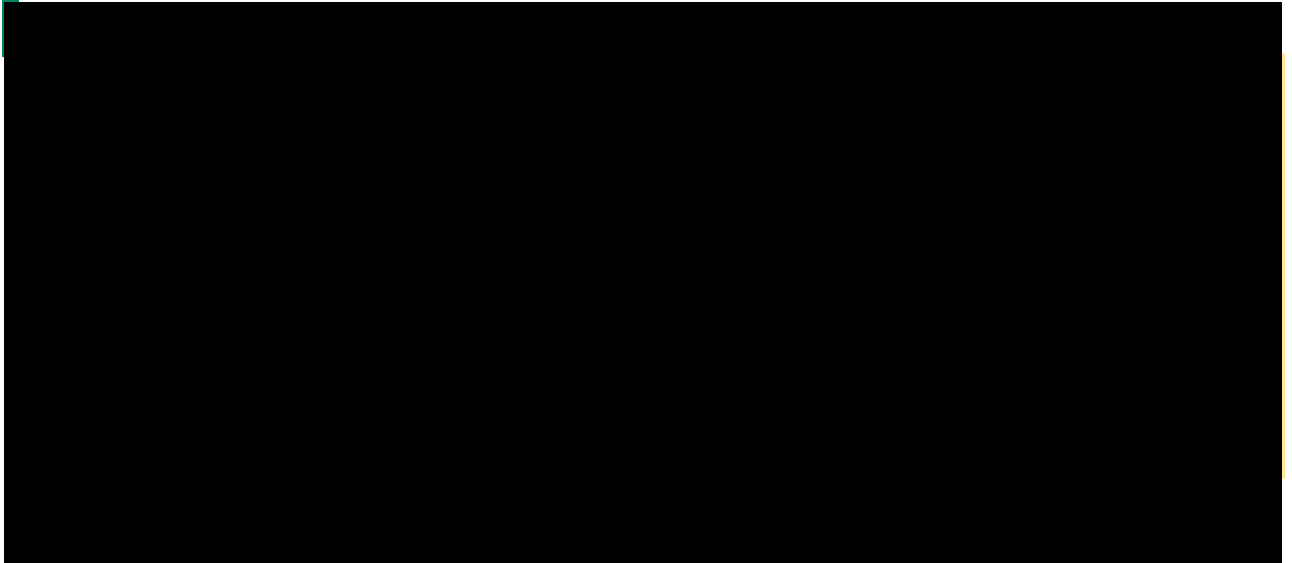
- 事故発生時は、「事故対応マニュアル」に則り、応急処置や保護者・関係機関への連絡等を迅速に行います。また、事故発生後は事故の発生状況、診察受診結果などを保護者にきちんと説明するなど、細心の注意と誠意をもって対応します。
- 職員は分担を明確に組織的に動きます。また、下図の通り、事故発生から迅速に対応します。
- 直接受傷した被害児だけではなく、被害現場に居合わせた児童も大きなショックを受けることを前提に、怖い思いを味わった場が、再び、子どもたちが安心して過ごす事の出来る場となるように、丁寧に心のケアに取り組めます。



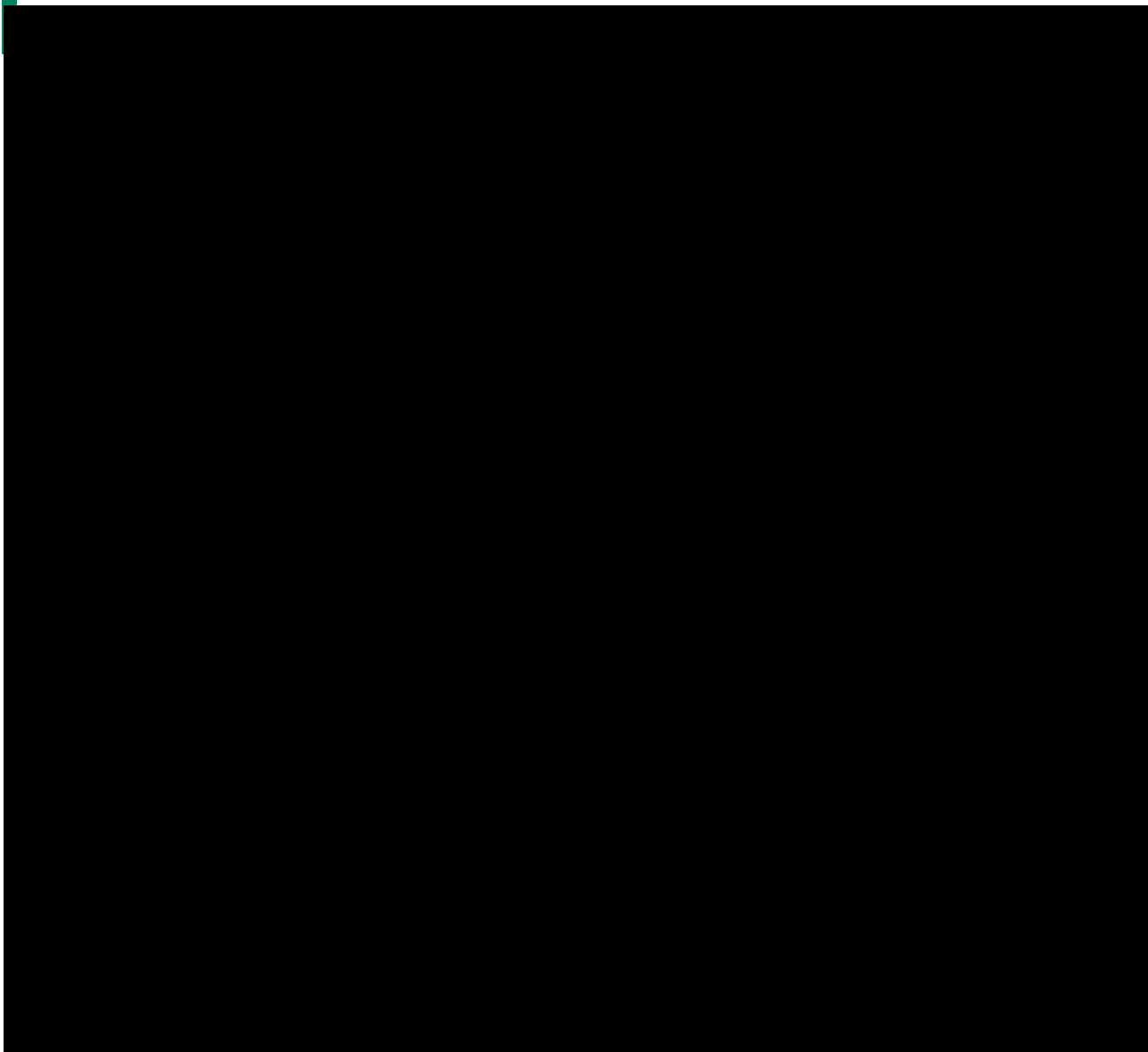
事前準備・対応

①いざというときの ために	- 緊急時連絡先リストに医療機関連絡先を明記。電話近くの壁面に常時掲示。 - 医療機関の確認をする。 - 保護者と連絡をとる。 - 受診予定医療機関の同意を得る。
②報告の大切さ	- ごく軽症でも、帰宅時には必ず保護者に報告をすること。 - 帰宅後に発生する可能性のある異常についても、保護者に健康観察をお願いする。
③事故発生時の メモの作成	- 事故発生については発生時刻、発生状況、応急手当内容等時間を追って記録すること。 - 保護者に対しても医療機関名、診療科目、けがの程度、処置内容、帰宅後の処置、薬の服用、次回受診、事故発生時の状況、再発防止に対する施設の姿勢などの説明と記録を残しておく。

危機管理方針③ 再発防止を図るために事後の処置を徹底する



※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。



※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

施設の維持管理について

- 利用者が安全で安心して学童保育所を利用でき、施設の特性を最大限に発揮するためにも、定期的な保守管理を実施します。設備ごとの数量、耐用年数、保守点検等を定期的に確認し、不具合が生じる前に対策を講じることで、すべての利用者が安心して利用できる環境づくりを実現します。
- また、施設の安全管理に関しては、以下の3つの視点で捉え、保守管理や清掃、設備・備品管理、リスクへの対応を実施します。

人の視点	・緊急時にも対応可能な適切な人員配置及び体制を構築します。 ・職員の緊急対応能力を向上させます。 ・施設内及び付近の状況を掌握して、不審者等の異常の早期発見に努めます。
物の視点	・法令に則った点検を実施し、正しく目的に沿った仕様をします。 ・施設や設備の日常、定期点検を適切に行います。 ・設備や備品は常に正常に作動するように管理します。
環境の視点	・台風、地震、大雨等の災害に日常より備えます。 ・熱中症など気候の変化に配慮した運営を行います。 ・降雪等による建物周辺での事故防止に配慮します。

日常的な施設管理

こどもたちが利用する施設は、安全で安心な環境を維持する必要があります。ISO9001 同等の品質マネジメントを行い、保守点検を計画的実施することで快適な環境を維持し、安全性を確保します。

日常的な点検

保守点検にあたっては、予防保全の考えを元に、日常点検・定期点検(法定点検)・臨時点検を組み合わせ実施します。安全確保と施設・設備の長寿命化をはかります。

年間維持管理計画

市の維持管理基準と建物状況を照らし合わせ、設備点検・清掃・植栽等に関する年間維持管理計画を策定し、常に一定の水準を保てるようにします。

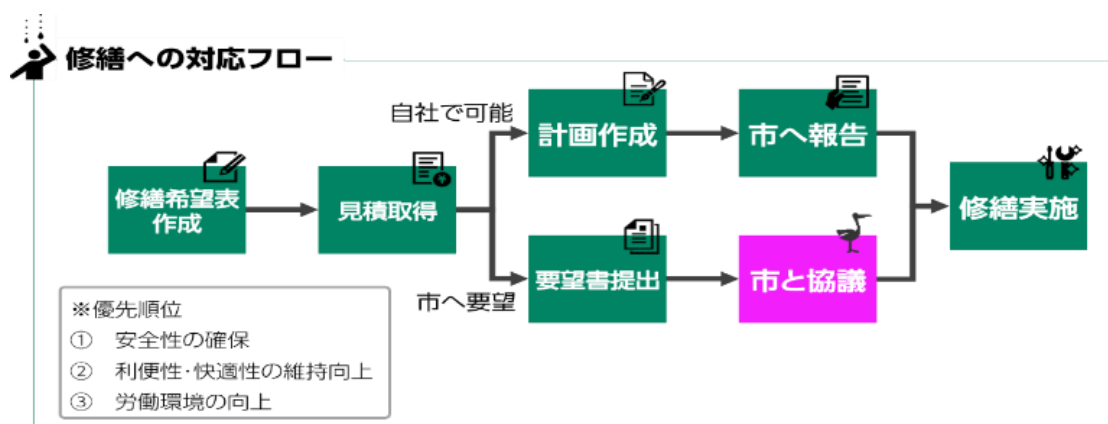
定期巡回による日常点検(点検者、点検箇所、報告内容)

- 職員が児童受入前や受入後に施設内を巡回し、設備の目視点検や利用者の状態の把握等を行い、変化や不具合を早期発見します。
- 巡回時に確認するリストについては、下記の内容を参考に状況に合わせて作成します。

※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

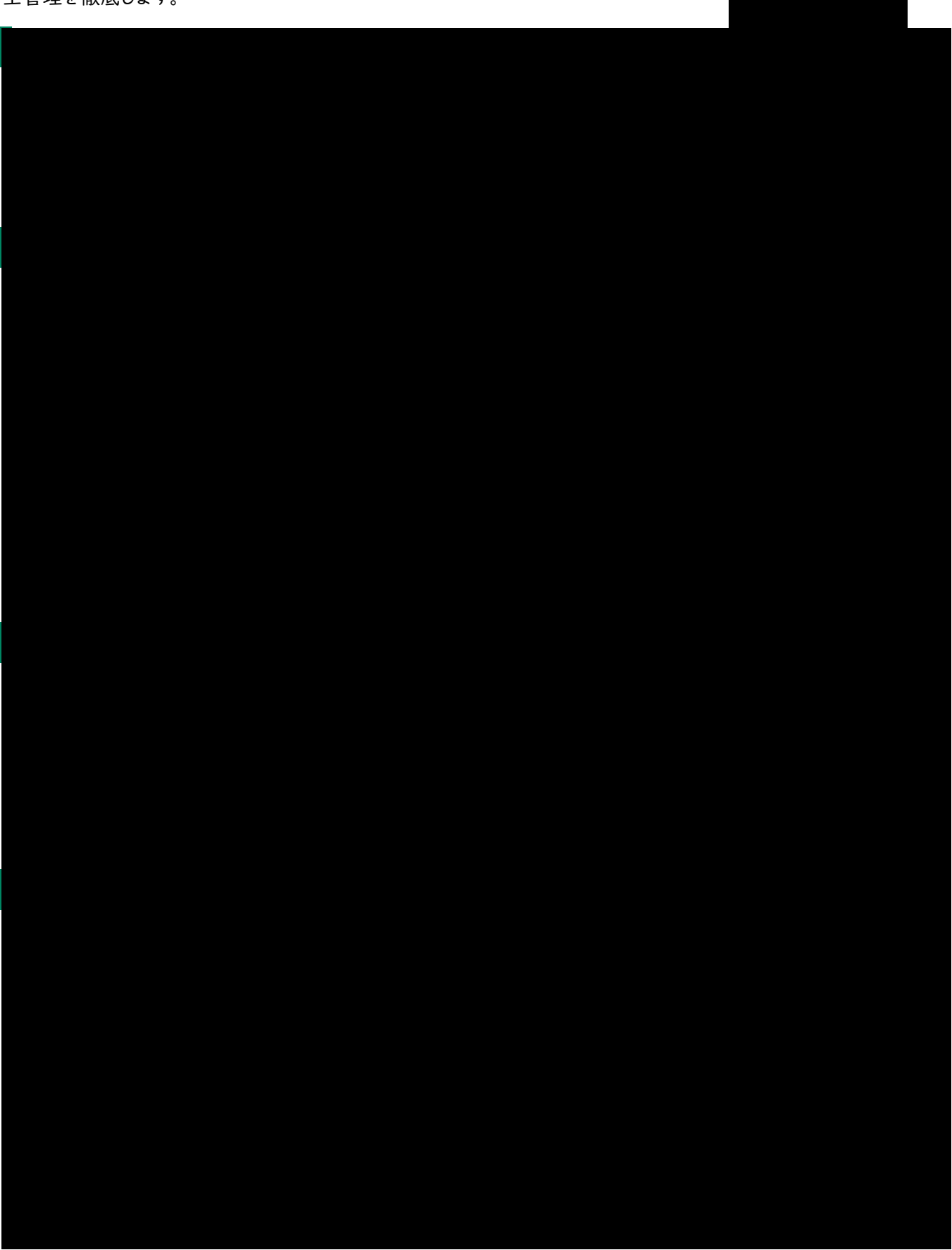
管理上の不具合や小さな問題の報告

- 日常の維持管理や定期的な保守点検などにおいて、施設・設備の不具合などの小さな問題を発見した場合は、一元的に記録した上で、速やかに市に報告します。
- 簡易なものや迅速な対応が必要なものについては、報告時の市との協議に基づいて、弊社で補修等の対応を行います。
- 備品の入れ替えが必要な場合や大掛かりな修繕が必要な場合は、写真を添付した報告書・要望書を提出し、修繕等の対応に関する協議を行います。



衛生管理

学童保育所は多くの児童が利用する施設であり、感染症拡大源となる危険性の高い施設であることに鑑み、衛生管理を徹底します。



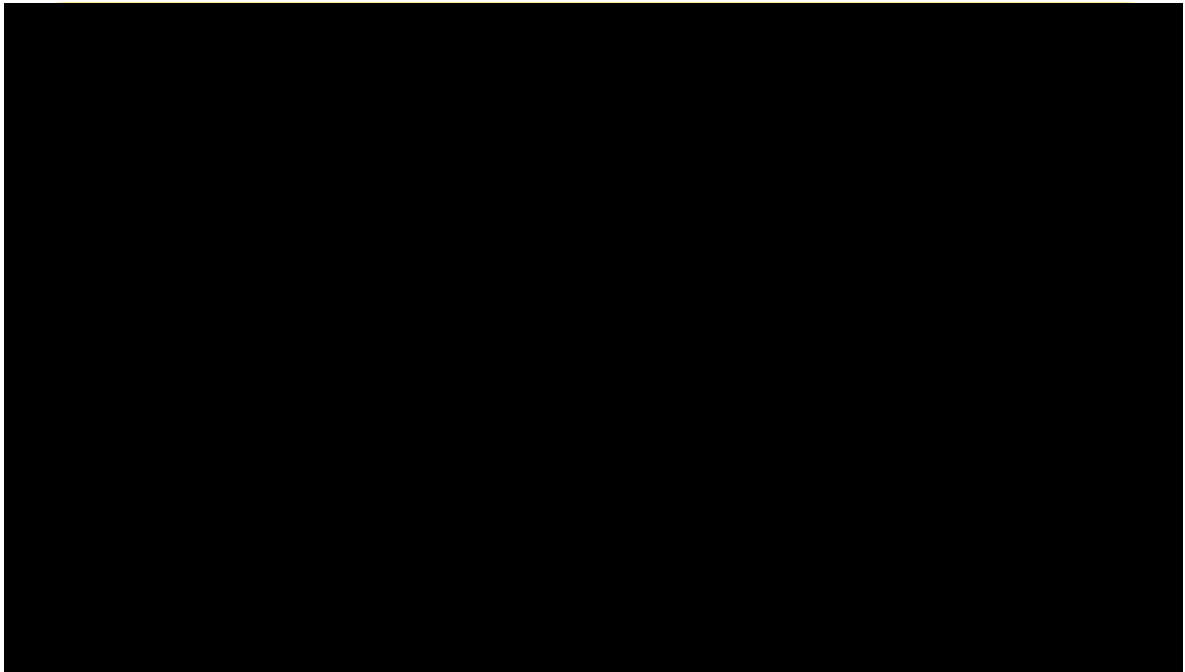
※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

(11) 利用者への対応状況(接遇・苦情対応)

※利用者への対応マニュアル・社員教育独自マニュアルの整備(利用者へ平等利用は確保できているか)

マニュアルの整備

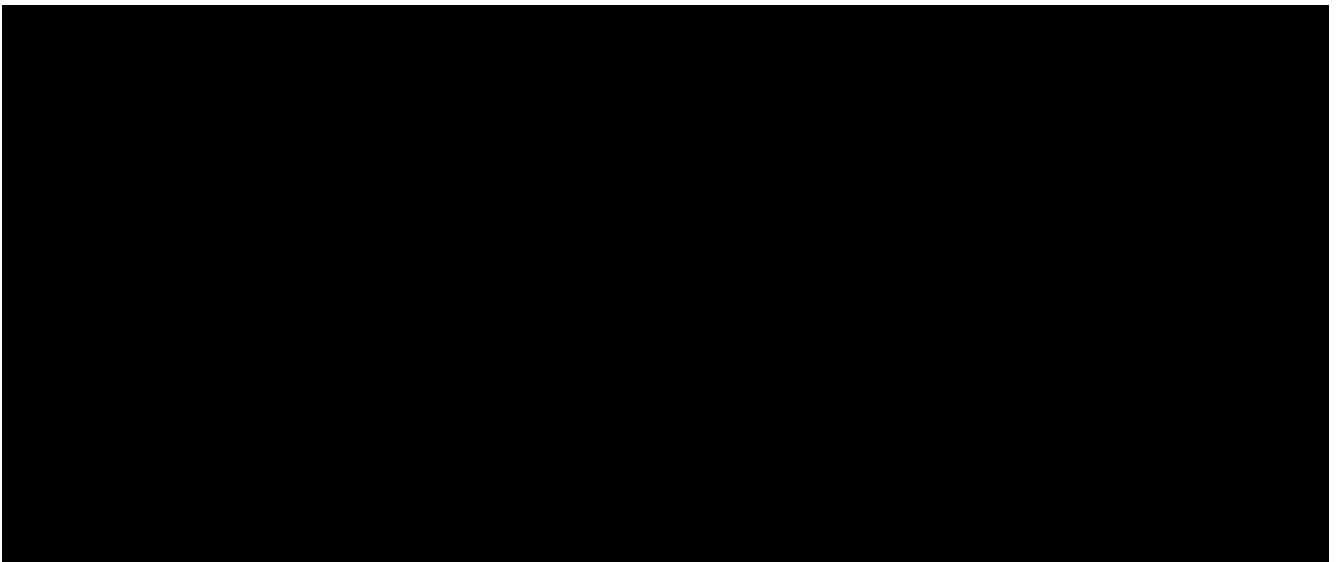
- 学童保育所は、こども・保護者、近隣住民、学校、その他関係機関など、日頃から連携や交流を図るヒトが幅広く、こどもたちの安全・安心のためには協力的な関係性を構築することは重要です。その上で、職員の接し方・関り方は信頼関係に大きな影響を与えることを理解し、弊社では、こどもや保護者への接し方等育成支援の基本を定めた「支援員業務マニュアル」をはじめとする下図の各種マニュアルを整備し、職員に周知・研修を行うとともに、マニュアルの内容は毎年改訂を行っています。
- その他、「保護者対応研修」「学校・地域との連携研修」「クレームに繋がらないための行動理解」「人前で話す力を養う研修」など、利用者や地域、関係各所への対応方法を学ぶ研修を実施し、職員の対応力強化を図っています。



※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

職員の身だしなみについて

児童育成を担う職員であるという自覚と責務を認識し、日々真摯に業務にとりみます。また、近隣の住民や学校関係者、保護者など多くの方と関わるため、日頃から服装や身だしなみを整えて業務に取り組めます。



利用者の声に基づく業務改善への取り組み

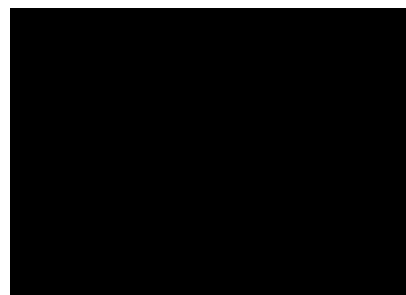
- 運営に対する意見・要望は、サービス改善につながる貴重な財産です。弊社グループ会社を取得しているISO9001 品質マネジメントシステムの基準に基づき、利用者のニーズを捉え、要求事項をはじめ適用される規制事項を満たし、信頼に応える体制を整備しています。
- 教育を通して優れた人財を育成し、品質の確保・改善を図ります。こどもの最善の利益のために十分な働きができるように、各職員に専門的な知識・経験・技術を伝えることはもちろん、子育て支援事業の基本となる人間性の育成を重視した研修制度を設けています。

① 利用者の声の収集・把握

以下の方策でニーズを収集・把握し、施設運営に反映していくことで、利用者本位の施設づくりを推進します。意見の収集に際しては、積極的に意見する方だけではなく、「言いたいことはあるが言えない・言わない方」「意見があるが上手く表現できない方」の意見・要望（潜在的ニーズ）も収集できるように努めます。

メッセージBOXの活用

- 無記名で投書できる「メッセージボックス」を設置し、毎日確認します。要望や苦情を口にせず施設を利用しなくなってしまう方を防ぐためにも匿名性を維持し、利用しやすい環境に置くように配慮します。

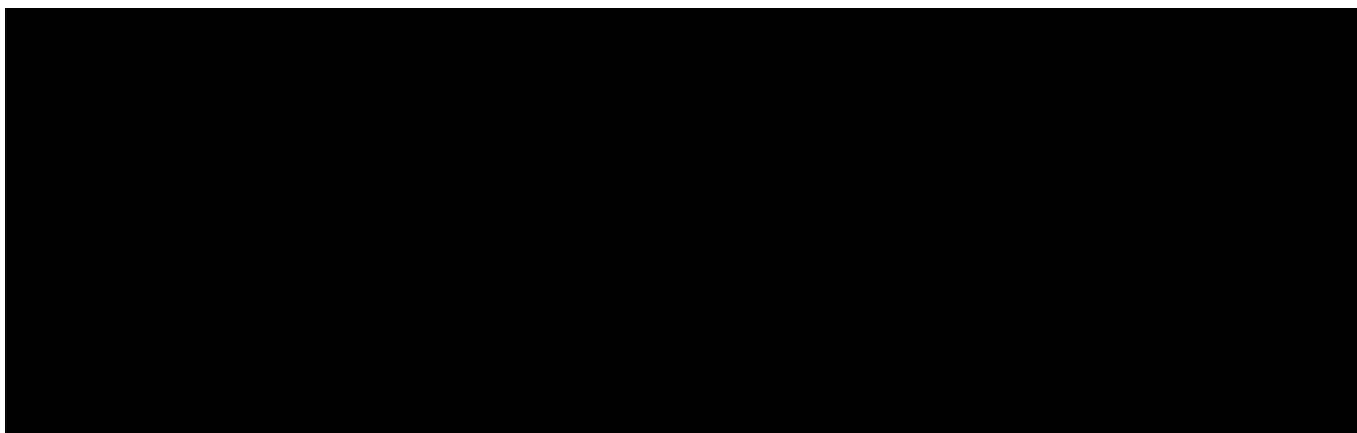


積極的な問いかけ

- 利用者の要望を掴むには、常にコミュニケーションを取ることが重要です。「何か問題はなかったでしょうか?」「お気づきの点はありましたか?」などの問いかけを積極的に行うようにします。直接収集した要望や意見は、速やかに職員間での共有を図り、対処が必要な内容は業務への反映を図ります。

アンケートによる意見・要望の収集

- アンケート調査による意見収集を年に1回以上実施し、分析評価します。
- 結果は直ちに運営改善に役立て、その後の事業計画の参考にします。
- アンケート調査による施設や職員の印象についての評価を「大変満足・良い・普通・悪い・大変不満」の5段階で聞き取った場合、「大変満足・満足」の評価が全体の85%以上となることを目指します。



苦情への対応

- 苦情に対し直接対応が可能であれば、責任者以下職員が迅速に対応します。謝罪した上で、状況の把握に努め、問題の認識に齟齬のないよう、随時内容や双方の認識を確認します。弊社の対応に問題があれば、再度謝罪するとともに、速やかに再発防止策を講じます。勘違いなど、当方に起因するトラブルではない場合は、改めて詳しくご説明し、誤解や勘違いを与えた点を適切に解消できるような対応を心がけます。
- 苦情やクレームが発生した場合は、下記のように状況確認や本人への謝罪といった一次対応だけではなく、根本原因を取り除く二次対応にも努め、苦情やクレームが起きない運営を目指します。再発防止の観点から、職員全体に苦情に対する情報共有を図り、再発防止策や改善策を周知徹底します。

苦情の対応方法

第三者委員含む苦情解決制度

- 運営する事業所において第三者委員を含む苦情解決制度を設け、入口付近に掲示する等利用者に周知しております。当事業においても、貴市と協議し第三者委員を含む苦情解決制度を設置します。

ISO9001品質マネジメントシステム

- ISO9001品質マネジメントシステムの「顧客満足管理規定」により、寄せられた声を「顧客情報受付票/是正処置計画書」の様式で、内容・対応及び処置・原因・是正処置案・是正処置予定日・是正処置完了の確認・確認予定日を記録し本部に報告します。
- 本部は報告内容を精査し、現場事案か本部事案か外部サポート事案かを判断し、対処・改善措置を実施します。さらに改善策が有効か否かの効果確認も実施します。

苦情対応フロー

本部との連携

- 苦情の内容や対応予定、調査結果等を本部と随時共有し、対応や調査について指導・検証します。

市への報告

- 市に対して、正確に報告をします。重大な場合には即時かつ随時報告を行い、市との連携の上、真摯に対応いたします。

事後対応

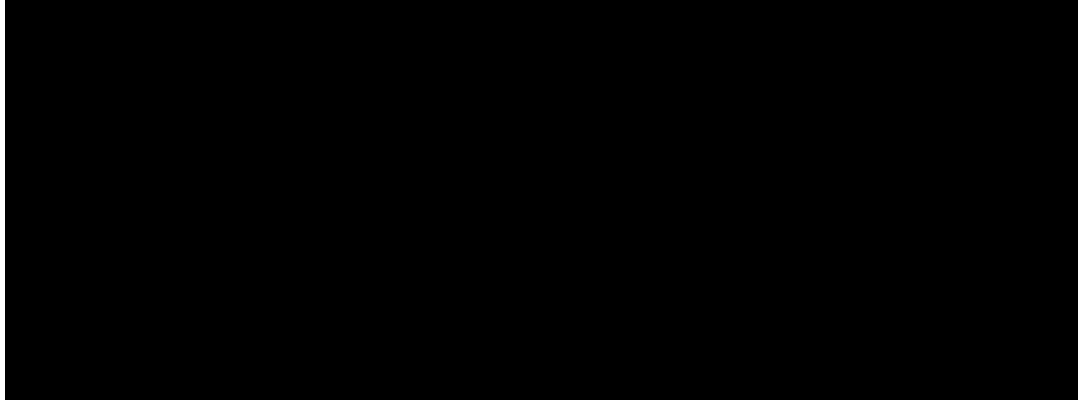
- 申告者に対し、経過等の記録や意見により改善された点や再発防止策などを確認できる形で報告するとともに、全職員で共有します。

(12) 社員等の育成状況

＊研修の実施状況等

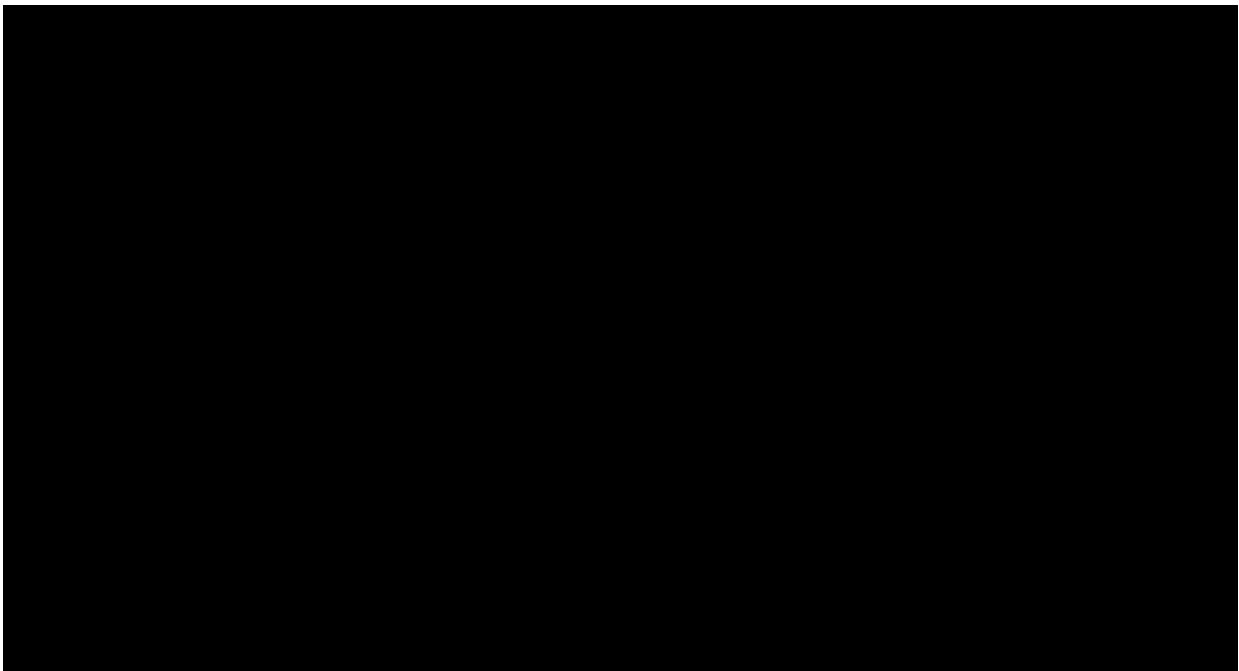
支援員等の育成計画

私たちは児童の命をお預かりする以上、「～しか」できないということがあってはならないと考えています。そのため、正社員・パートナー等の雇用形態を問わず、すべて共通の方針を持って研修及び育成を行っています。



取り組み

- 子育て支援事業は、直接子どもたちや保護者と接する現場の働きが何よりも重要です。現場職員が長期的に働くことにより、指導・支援の経験やノウハウが蓄積されていきます。自己研鑽に励みつつ熱意を持って日々の業務に従事できるような環境を整備しています。
- [Redacted]を設置し、[Redacted]による学びに加え、クラブ活動による交流もあります。OJTとOff-JTを効果的に組み合わせて育成をはかります。
- キャリアパスと、必要な研修を明示することにより、将来の見通しを持った学びができます。各自に必要な研修をバランスよく受講させることにより、計画的な育成と資質向上を図ります。
- 事業の枠を超えて、他事業部、グループ各社の職員と一緒に研修受講することで、横のつながりも強化し、人が辞めない会社を目指しています。



※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

研修計画

OJT

日常業務の中で知識・技能・意識の向上をはかります。

・ クレド(行動指針)を携帯し、朝礼(登礼/夕礼)時の唱和による理念や方針の浸透

・ 本部の専門家による巡回指導の実施

・ 職員会議での情報共有とフィードバックの実施

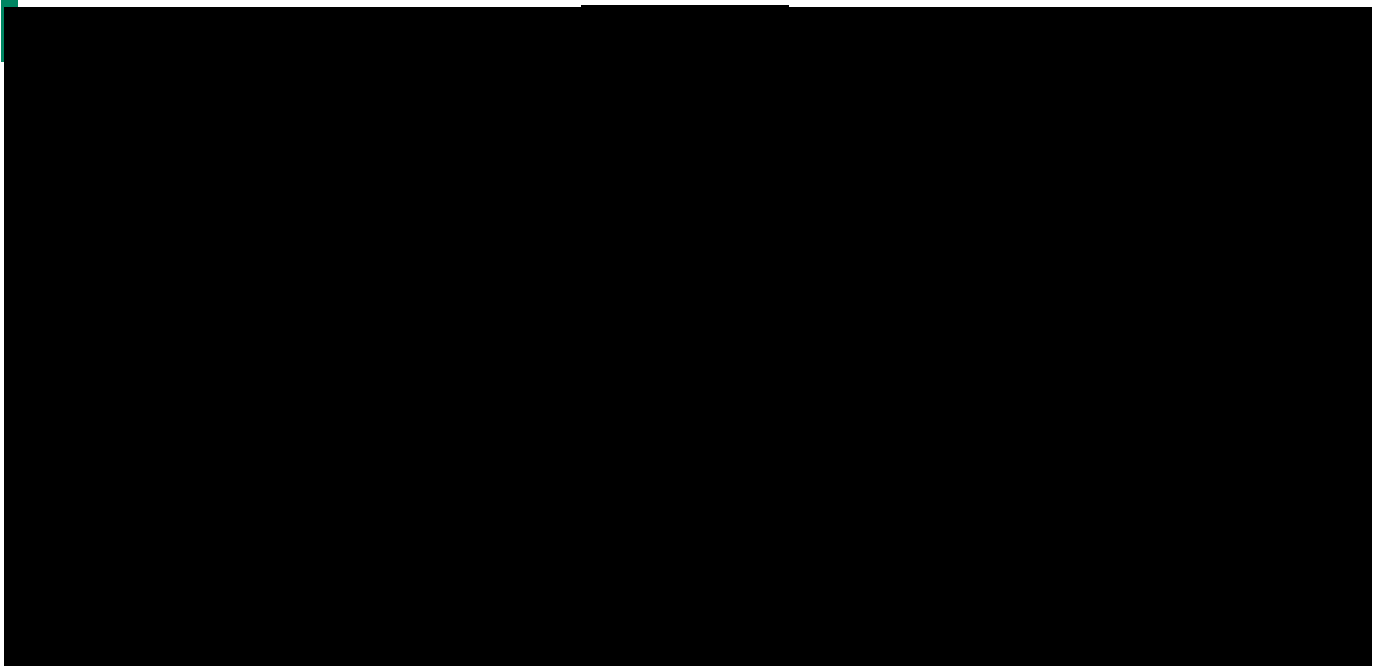
・ プログラム会議の実施

・ ケース検討会議の実施

Off-JT

- ・ 事業に従事する者全員の知識・技能・意識の統一をはかり、チームワークづくりに努めます。また、人と接する職業として相応しい接遇・対応ができるように、マナー研修・傾聴トレーニング・個人情報保護研修・救命救急講習等を実施しています。数多くの研修機会を設け職員に自己研鑽機会を提供しています。
- ・ さらに当社が作成した「児童育成事業支援員業務マニュアル・児童育成ガイドブック」をもとに配属時研修を必修としています。
- ・ 年間の研修計画例については下表の通りです。任意で受講したい研修を選択するものと、全員必修で実施するものに分けられます。パソコン上で研修が受講できる Zoom でのオンライン研修も整備しており、全職員がどこでも学べる環境を提供します。

※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。



(13) 個人情報保護対策状況(情報の管理体制)

弊社は個人情報保護法に関する法令等を遵守するためにグループ内共通ルールとして、個人情報取扱規程・情報セキュリティ規程・特定個人情報取扱規程を定めています。そして、各種規程に沿った現場での対応方法を示した「個人情報取扱マニュアル」を作成し、以下に記載する体制のもと、適切な運用に努めます。

個人情報保護体制

ISO27001に基づく個人情報管理体制

- 公的サービスの受託運営者として個人情報保護を重要な責務と位置づけ、弊社が取得する国際規格 ISO27001 情報セキュリティマネジメントシステムの基準のもと、以下の「個人情報に関する基本方針」で運用します。
- 日頃より個人情報の取り扱いを重視し、個人情報保護法および「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」等に基づき、「個人情報取扱規程」を定めます。
- 全ての職員に個人情報保護研修(採用時研修:1回(入社誓約書も提出)、定例研修:年1回)を義務化し、個人情報の取り扱いと秘密保持義務について十分な理解のもとで厳格に管理します。



個人情報に関する基本方針

- 個人情報の取得は、適法かつ適正な方法で行い、利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- あらかじめ明示した範囲および法令等の規定に基づく場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 個人情報を適切に管理し、漏洩や滅失、き損等を防止するため、適切な措置を講じます。
- 自己の個人情報について、訂正や削除等の申し出があった場合には、速やかに対応するとともに、個人情報の取り扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。

漏洩防止対策

個人情報管理体制

- 個人情報の適正な管理を推進するため、責任者を個人情報保護管理者として設置するとともに、本部内に、個人情報に関する苦情・相談窓口を設置します。
- 補助員も含めて、利用申込書の受付等、本施設で利用者に接する可能性のある全職員を個人情報取り扱い担当者と位置づけ、次頁のような取り扱いを徹底します。

段階的なセルフモニタリング体制

個人情報保護委員会の「地方公共団体等における監査のためのチェックリスト」を参考に作成したチェックシートを使用し、段階的なセルフモニタリングにより、個人情報が適切に扱われているか確認し、必要に応じて是正指導をします。

段階	モニタリング実施者	内容
第一段階	責任者	責任者による自己点検
第二段階	エリアマネージャー	巡回時の点検
第三段階	本部 品質管理担当者	品質管理担当者による社内監査

情報管理

情報セキュリティを高めるために一番必要なことは、職員の意識向上です。設備面での情報管理レベルを上げると同時に、情報に接しうる職員が情報管理手順を遵守するように、次頁に示した対策に取り組んでいます。

アクセス 権限の制限	IDとパスワードでパソコン利用者を管理しています
	共有サーバーは、アクセス権限が厳密に定義されています
	情報の機密性に応じてファイルにパスワードを設定しています
	最初と最後に入退室する職員は、時間と名前を記入します
	離席する際は、機密書類等を施錠できる引き出しやロッカー等へ収納します
	機密書類等の書庫は、施錠管理され、アクセス権限者が限定されています
	本社オフィスの鍵は、IDカード及び暗証番号で二重のセキュリティをかけています
ウイルス等の 情報漏えい 防止策	以下の内容を徹底しています
	不要なサイトにアクセスしない・覚えのないメールや添付ファイルは開かない・ファイル交換ソフトを使用しない
	ソフトのインストールには本部の承認が必要です
データ 送信時の 防止策	一斉送信する際は、BCCを使い、宛先や名前等が見えないようにします
	FAX送信時は、誤送信をしないように頻りに使うFAX番号は登録した上で、再確認して送信します
データの 持ち出し 原則禁止	機密性のあるデータの持ち出しは原則禁止です
	行政等との受渡し等で持ち出しが必要な場合、ファイルにパスワードをかけ、受渡し先に直行するように努めます
	データを持ち帰っての自宅のパソコンで作業は禁止しています

利用者個人情報の取り扱い（保管等）

個人情報取り扱いのガイドライン

- ・ 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を場内掲示、ホームページで公表します。
- ・ 責任者を個人情報保護管理者とし、情報の漏洩、破損、改ざん等の防止に関する事項を統括します。
- ・ 就業前に個人情報保護研修を実施し、全職員に対して守秘義務を徹底させます。
- ・ 利用申込書・職員名簿・拾得物記録・事故記録等、個人情報記載書類は、施錠可能な書庫等に保管し、使用の際は責任者の許可を義務付けます。
- ・ データ化された個人情報は、他者が容易に閲覧できないように、アクセス権やパスワードを設定します。
- ・ 個人情報を取得する際には、使用目的を通知し、目的の範囲内でのみ取扱います。
- ・ 個人情報は、正確・最新の内容に保ち、職員を監督する体制を構築します。
- ・ 正当な理由のある場合を除き、第三者への情報提供をしません。
- ・ 保有する個人情報は、本人が求める場合は、開示・訂正・利用停止を行います。
- ・ 保管期限を定め、期限経過したものはシュレッダーで破断した後、廃棄処分します。

個人情報の保存と廃棄

- ・ 本施設で保有する個人情報の情報媒体は、紙・データの2通りです。紙媒体での個人情報は施錠可能な書庫等に保存し管理をします。
- ・ 特に、第四日吉町学童保育所は開所日以外に地域団体等が施設を利用することがあるため、日頃から個人情報の管理を徹底するとともに、利用がある前日に再度管理漏れがないか確認を行います。
- ・ データ媒体の個人情報は責任者のみが扱えるパソコンに保存し、パスワード等にて管理します。破棄・廃棄は溶解もしくはシュレッダー処分とします。



【個人情報取り扱いの徹底】

児童の写真や氏名の取り扱い

- ・ 活動の様子等を公開する際は、個人が特定されないよう、顔や氏名がわからない写真、情報に限定します。
- ・ 保護者の了解を得た場合のみ、個人の特定される写真、情報を公開使用します。

禁止事項の掲示

- ・ 故意はもちろんのこと、過失による漏えい・紛失・盗難などを含めたルール・手順を個人情報取扱規程に定めます。
- ・ 規程を安易に捉え、遵守を怠ると利用者や市の信頼を失墜する重大な事件に発展するというリスクを十分に認識しております。



個人情報漏洩した場合の対応

弊社は個人情報保護に対して前述した体制のもと漏洩防止策や取り扱い方法を講じていますが万が一、個人情報が漏洩した際には、個人情報保護法に基づき以下のように対応いたします。

- 個人情報漏洩が発覚した場合、エリアマネージャーが漏洩させた本人に速やかに事実確認や状況確認を行い、状況が整理でき次第、エリアマネージャーより貴市へ報告・対応方法の協議を行います。
- 情報が漏洩したご本人、ご家族、保護者にその事実を知らせお詫びするとともに、詐欺や迷惑行為などの被害にあわないよう注意喚起します。同時に、本部からの動員も合わせて可能な限りの人員で漏洩が発覚した現場で個人情報の搜索を行います。
- スパムメールなどインターネット環境での情報漏洩の場合は、すみやかに該当 PC をネット環境から遮断し、被害の拡大を防ぎます。また、サイバー攻撃等の不正アクセスによる被害の場合は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口へ届け出ます。
- 法人本部として影響範囲の全ての組織・人に対応結果及び再発防止対策を公表します。

(14) 自主事業などの提案

※施設の設置目的に沿って団体が独自に企画し、自己の財源で行う事業

※自主事業収支計算書(書式任意)を提出してください。

配食サービス

現在、全国的な共働き世帯の増加に伴い、学童保育所を利用する児童も右肩上がりに増えております。そのような中で、各家庭の子育てを支援するための多様なニーズに応えていくことも学童保育所の責務だと考えております。

学童保育所では、小学校の三期休業日や始業式、終業式など学校給食がない期間の昼食は各ご家庭でご用意していただき児童が持参する場合が多いことと存じます。お弁当を準備することが負担と感じられているご家庭も少なくない状況の中であることを鑑み、配食サービスを提供します。

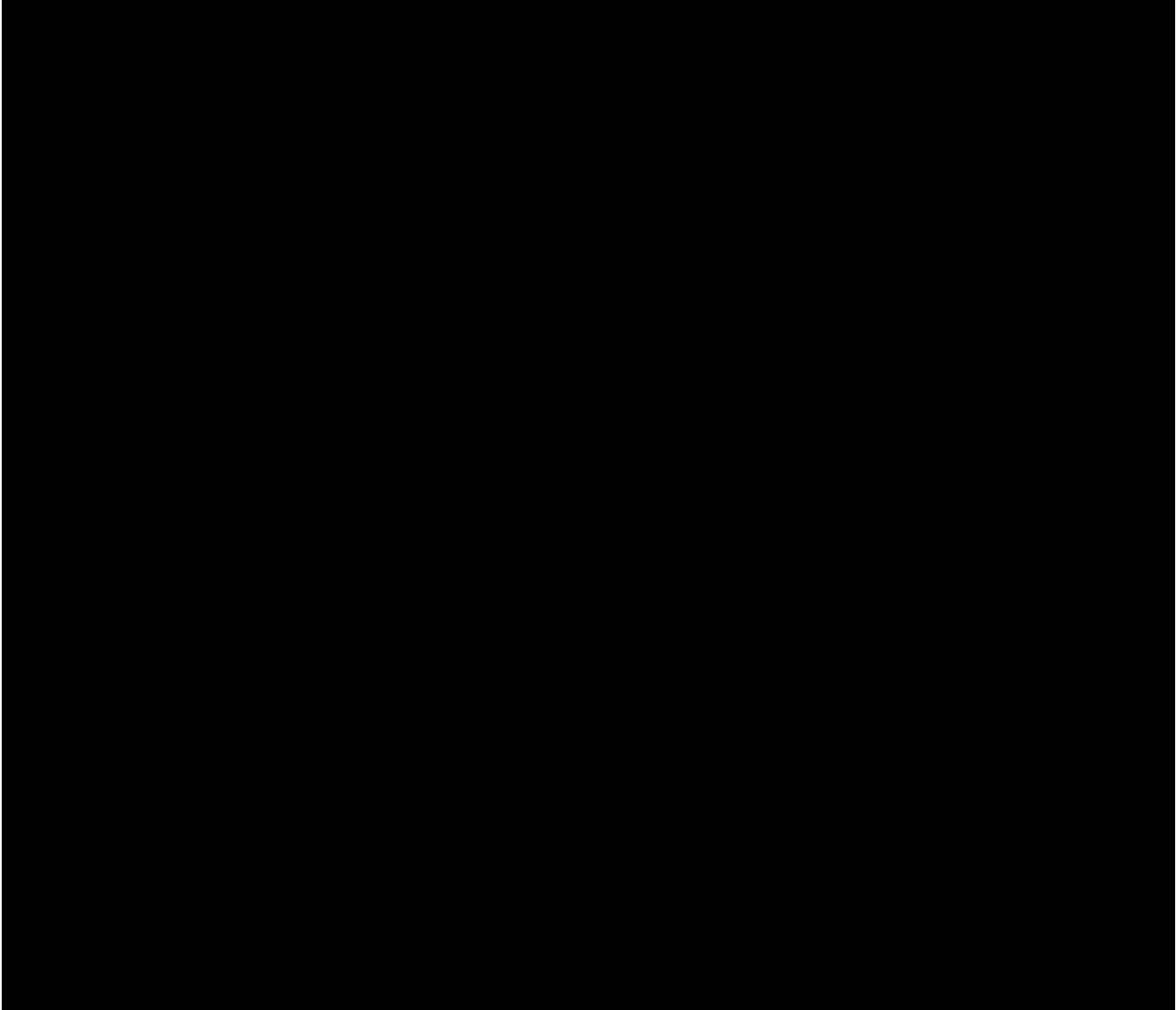
また、配食サービスの利便性を高めるために、オンラインシステムを導入し、利用する保護者の利便性と学童保育所の発注・受注・清算等の事務手続きを簡略化し現場の負担を軽減します。

※弊社が市内で運営している学童保育所で既に導入しています。

配食サービスの概要

-
-
-
-

※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。



(15) 障害者の雇用状況

※事業所(団体全体)における障害者雇用率を明記の上、当該施設における障害者雇用の考え方を記載

全ての人が尊重される社会の創造

創業者は、下肢障がいを持つ身体障がい者でした。「障がいがあってもなくても、男でも女でも、子どもも高齢者も、肌の色が何色でも、全ての人が尊重される社会、会社を創りたい」という志が創業の原点です。

そのため、弊社ではグループ全体で積極的な障がい者雇用や合理的な配慮に取り組んでおり、職場での環境整備・本人の障がい特性や能力等に応じた適正配置・研修会や本部エリアマネージャーによる支援、職場理解の促進等、安定した職場環境と業務運営のサポートを進めております。

障がい者雇用率 グループ全体7.41%(令和7年6月1日時点)

- ソシオークグループ会社では、
障がい者雇用率は7.41%と法定雇用率2.7%を大きく上回る雇用実績があります
- 今後も多様な人材が活躍できる安全・安心で誇りの持てる職場環境を提供し、SDGsの目標達成に向けて、誰もが健やかに暮らせる社会基盤づくりに貢献して参ります。

グループ会社での具体的な取組み

(16) 高齢者の雇用状況

※事業所(団体全体)における高齢者(65歳以上)雇用率を明記の上、当該施設における高齢者雇用の考え方を記載

高齢者(65歳以上)雇用率 % (令和7年6月1日時点)

算定根拠: ※(株)明日葉のみの雇用率

- 弊社では、こどもたちに学童保育所を通して、幅広い年代の大人と関わる機会を提供することで、思いやりや豊かな情緒を育ててほしいと考えています。
- そのため、正社員・無期雇用パートナー社員については、就業規則において定年を65歳と定めていますが、会社及び本人が継続雇用を希望する場合に70歳まで再雇用することが可能となっています。
- また、有期雇用のパートナー社員については、1年ごとの契約更新となり、70歳以上であっても本人の健康状態や意向に合わせて採用・雇用をさせていただいております。

(17) 管理運営に必要な提案金額

＊詳細の金額については別紙収支計算書に記載し、ここには金額のもととなる考え方やポイントを記載

収支計画書の算出方法について

1. 人件費

- 毎年度、学童保育所の稼働日（平日/平日早帰り/長期休暇/土曜）を稼働時間ごとに日数集計し、支援員等の配置人数及び時間、時給等を掛け合わせ人件費を算出しています。人員配置及び時間に関しては、現在運営している実績をベースに試算しています。
- 給与に関しては、最低賃金の上昇率等を加味し、毎年度昇給することを見込んで積算しています。

2. 事業経費

- 利用児童数及び運営実施施設の場所を鑑み各経費の数や金額を積算しています。
- 施設管理に関する事業経費や水光熱費に関しては、類似する運営施設の実績値をもとに試算しています。

3. 本部管理経費

- 本事業を安定的かつ円滑に実行するため、人事労務や財務経理、購買、採用などの管理運用に関しては法人本部で担うことを前提に試算しています。

効率的な管理運営及び経費の削減について

指定管理料は市民の貴重な税金であり、管理者はコストの削減に努め、経費削減を図ることは重要な責務であると理解しています。ただし、本事業は、“子育て、子育ち”を支援する重要な事業であり、「安かろう、悪かろう」という、闇雲なコスト削減策をとることも望ましくないと考えています。

経理・労務関連事務をホールディングス会社で集約

- 経理処理、労務処理等を本部システムの中で処理することで、事務局での作業時間を削減し、利用者対応や活動に注力できる体制を整えます。

スケールメリットを生かした物品購入費の削減

- 弊社は法人本部の購買部門が物品購入を集約し、全グループ会社と連携することで、スケールメリットを生かしてサプライヤーを選定・交渉しています。その結果、効果的・効率的に事務用品等の消耗品における経費削減が図れます。
- さらに、物品購入は、学童保育所に設置する PC からのオンライン発注のため、移動経費が削減されるだけでなく、時間の削減にもつながります。
- 費用対効果を鑑み、市内で購入するものとオンライン発注で経費削減して購入すべきものを判断し、地域貢献を意識しつつ経費削減に努めます。

(18) 環境への配慮

※事業所における省エネルギー、省資源、廃棄物削減、グリーン購入の推進等への取組状況

SDGsへの取り組み

私たちは持続的な成長を実現することを目指し、持続可能な社会を目指す国際目標である「SDGs」に積極的に取り組んでいます。「SDGs」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

 **SDGsへの取り組み**

事業部目標 | 安心して子どもを預けられる学童保育施設の提供

3
すべての人に
健康と福祉を



主な取り組み
多数の施設運営により多くの子どもたちに良質な学童保育の場を提供し心も体もすこやかな子どもへ

8
働きがいも
経済成長も



主な取り組み
多様なバックグラウンドを持つ人材の積極採用
あらゆる分野で男女平等社会を実現

5
ジェンダー平等を
実現しよう



主な取り組み
働く女性が増え、女性の社会進出が進み社会における男女平等参画の意識醸成

11
住み続けられる
まちづくりを



主な取り組み
子育て中の働く女性がライフステージの変化を問わず働き続けられる環境整備された街づくり

具体的な取組

施設運営における環境への配慮とともに、こどもたちも環境への意識がもてるような活動として、以下のような取組を行います。

グリーン購入について

- コピー用紙や筆記用具、セロファンテープ、トイレトペーパー等を購入する際は、国分寺市グリーン購入基本方針及び国分寺市グリーン購入ガイドラインに基づき、環境負荷の少ない製品を優先して購入することに努めます。

「」による節電・節約・ムダ削減の取組み

- 無駄な照明・冷暖房の使用をなくすことでエネルギー使用量を少しでも減らしたり、印刷時に可能な限り白黒印刷・両面コピーとすることで消耗品の使用を減らしたり、印刷の不要な物は印刷せずにPDF等で保存したりするなど、環境への配慮を心掛け、日常の管理運営においても常に廃棄物削減に取り組めます。

こどもたちへの環境について考える機会の提供

- こどもたちの普段身のまわりで使っているものや、食べもの、飲みものから地球温暖化について考えるイベントを実施し、こどもたち1人1人が環境を考える機会を創出しています。

緑化推進事業の実施

- 夏のエアコン使用を抑え、Co2削減・節電に繋げるために、施設の壁面を植物で覆うグリーンカーテンプロジェクトやプランターで植物・野菜を栽培する緑化推進事業を施設要件上可能であれば、実施したいと考えています。子どもたちと一緒に植物や野菜を育て、環境について考える機会を提供いたします。

リサイクル工作

- 使わなくなったお菓子の箱や牛乳パックなどを子どもたちが持ち寄り、工作を行うイベントを随時実施しています。普段ならごみになってしまうものを活用することで、ごみの排出量を減らすとともに、子どもたちにもその大切さを伝えることができると考えます。※リサイクル工作材料は、衛生状態を確認します。

(19) 地域雇用の状況

*当該施設における市内在住者の雇用について、現状及びこれからの計画

地域雇用の現状

市内運営施設における市内在住者の雇用者数 ■■■名 ※令和7年4月時点

- 現在、弊社が国分寺市内で運営している7施設で雇用している■■■■が国分寺市内在住者です。
- また、国分寺市近隣12自治体（多摩エリア）の運営施設を含めると、合計■■■■の国分寺市在住者を雇用しています。

地域雇用への考えとこれからの計画

- 本事業は国分寺市の公の事業として、市民の雇用創出といった側面があると考えています。また、地域人材とし市内の人材を雇用することで、地域の活性化や地域ニーズに即した運営の実現、災害等緊急時における迅速な対応ができるといったメリットがあります。これらのことから、弊社は市内人材雇用の促進をします。
- 一方で、本事業は児童の未来を育む健全育成事業であり、人権や命に係わる重大な事故等が発生する可能性がある業務でもあります。そのため、採用基準を定め、採用後も資質向上に日々努めて参ります。

(20) 災害時の対応

＊地震や火災等の災害が発生した場合の対応

災害発生時の対応

第四日吉町学童保育所を運営するにあたって、災害発生時においても子どもたちの命と安全を守れるよう、近くの地区災害時待避所や地区防災センターである第五小学校への避難経路を確認するとともに、災害発生時には下記のような対応を基本として行動します。

地震発生時

- 地震発生時は、児童に対して頭部の保護や、棚やロッカーから離れるよう指示を出します。非常持ち出し袋に当日の利用児全員のリストを入れ、特別配慮が必要な児童には職員がそばにつきます。
- 発生後は、児童の点呼を行い、出火や負傷者の有無を確認します。もし、出火があったり負傷者がいたりした場合は消火、救出、救護等を複数の職員で対処します。

大規模地震発生時

- 震度 5 弱以上の大規模地震発生後は、道路状況の情報を収集すると共に、保護者からの問合せに対して対応します。
- 児童だけの帰宅はさせず、保護者または保護者に指名された代理人への引渡し体制をとり、確実に引き渡すまでは各施設でお預かりします。引渡しに関しては、緊急時児童引渡票を作成し、保護者への児童の引渡しに混乱がないようにします。

火災発生時

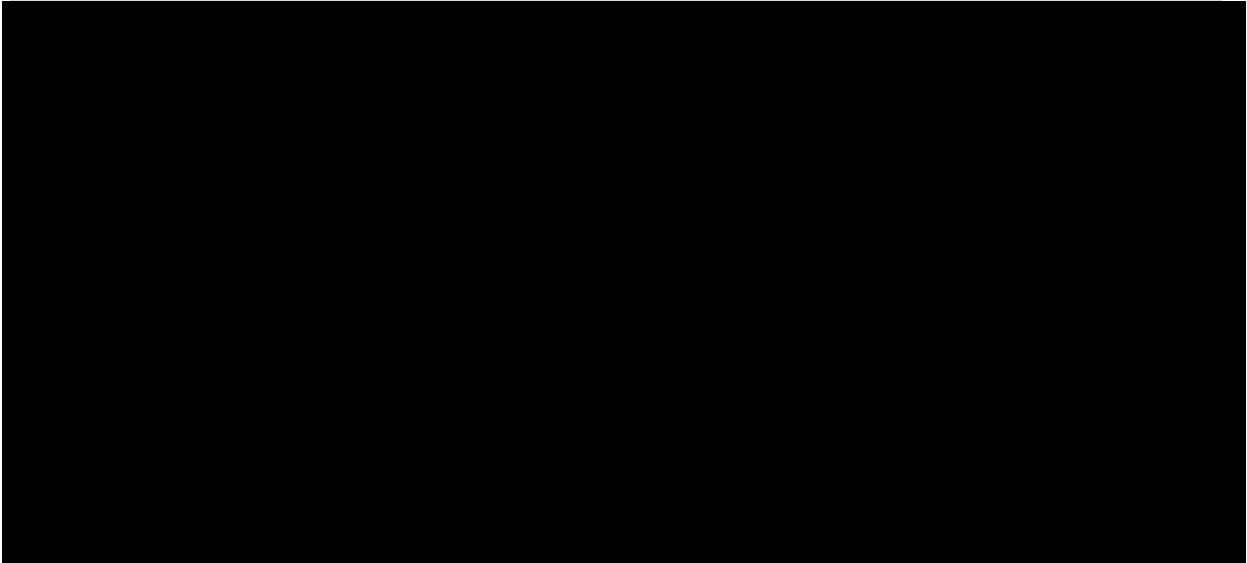
- 火災発生場所を確認し、最も安全な避難経路で児童を避難場所に誘導します。避難誘導時は、児童を落着かせ、ハンカチを口に当てて身を低くして移動させるなどの指示を与えます。
- 発生後は、名簿により児童の人数確認をするとともに、負傷者の応急手当や保護者への連絡を行います。また、児童のメンタルケアを行います。

水害発生時

- 水害ハザードマップを常時掲示し、安全な避難先に早めに避難し、避難先を保護者に知らせ、児童だけの帰宅はさせず、保護者または保護者に指名された代理人への引渡し体制をとり、確実に引き渡すまでは各施設でお預かりします。
- 引渡しに関しては、緊急時児童引渡票を作成し、保護者への児童の引渡しに混乱がないようにします。

災害時の体制構築

緊急時に迅速に対応できるよう、連絡体制を構築します。また、緊急時は、職員を「情報収集・連絡担当」「安全確保担当」「応急処置担当」と役割を分担し、迅速に行動がとれるようにします。尚、責任者は常に業務携帯電話を所持し、緊急時に連絡がとれるようにします。



※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

災害時の役割

責任者	所管課及び消防・警察関係との連携(指示に従っての応急処置、救急車の手配、初期消火、避難誘導等を実施)。 支援員への指示。 法人本部への応援要請。
支援員	責任者の指示に従い補佐。
法人本部	応援要請に従い行動。 支援員の状況の確認。

その他災害等に備えた取組み

防火防災管理者の設置

- 責任者を防火管理者として消防計画を策定します。

避難訓練の実施

- 年間防災訓練計画を策定し、毎月 1 回、様々な事態を想定した避難訓練・初期消火訓練を実施します。年間防災訓練計画に学校と一体的に行う防災避難訓練を組み込めるよう希望します。
- また、内藤・日吉地域連合防災会などが実施している地域の総合防災訓練に学童保育所として参加し、いざという時の、地域の方々との連携体制を構築します。
- 避難訓練実施後は、職員全員で改善点がないか反省会を実施し、防災避難訓練実施記録を作成するとともに、次回への課題やマニュアル改訂の必要など検討します。さらに、職員だけでなく子どもたちの意識を高めるため、グループワークとして避難訓練の反省や良かった点などを発表する機会を設けます。

緊急備品の点検・整備の実施

- 緊急時の応急処置ができるよう、医薬品、包帯等、必要な備品を常備します。また、医薬品等にも消費期限があるため、チェック表を作成し毎月必ず確認いたします。

防災マップ等の事前確認の徹底と掲示

- 防災マップ、洪水ハザードマップにより、学童保育所周辺の危険箇所、避難場所等を事前に確認しておきます。令和元年 10 月に発生した台風 19 号が象徴するように、近年は台風や突然の豪雨等、水による災害が頻発しています。浸水被害を防ぐためには正確な情報と早めの行動が重要です。
- 最寄りの避難場所だけではなく、洪水ハザードマップを事前に確認して施設の周辺で安全な場所と危険な場所を理解し、出来る限り安全なルートで避難できるよう、洪水を想定した避難訓練等を実施します。ハザードマップは見える位置に掲示し、常時確認できるようにします。

不審者等への安全対策

- 日頃から地域の安全に目を配り、危険な場所や不審者の情報等を収集し、職員全員が共有します。児童への不自然な接触等がある人に関しては、職員全員で情報を共有し行動を観察します。不審者を発見した場合、来室目的を尋ね、不明確な場合は退去を求めます。
- 大阪教育大学教育学部附属池田小学校において発生した事件を踏まえ、平成13年7月10日に文部科学省から発信された「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について」に則り、こども達の安全を守ることは、学童保育所業務受託者としての責務と考えます。同事件の加害者が、事件前に小学校内で用務員を務めていたこと等を考えますと、不審者とは、外部からの侵入者には限らず、犯罪を目的として、何らかの方法で施設等に入り込むことを企図する者の存在にも警戒する必要があります。
- 弊社では「こどもが好き」等を理由に、支援員への就業を希望する求職者に対して、複数のチェック項目を設けて選考・面接をし、不適切な人物を施設内部に入れないことを徹底しています。
- また、職員はユニフォームと名札を必ず着用し、本部からの巡回職員も名札を着用する等で、何者であるか、誰が見ても分かるようにすることで、不審者を見極めやすくします。
- 日頃から地域の安全に目を配り、危険な場所や不審者の情報等を収集し、職員全員が共有します。



不審者対応訓練の実施

- 通常の避難訓練にあわせて、不審者対応訓練を児童も参加して実施します。
- 決められたサイン「合言葉」を職員が口にしたら、即座に反応して、こども自らが避難行動を始めるように訓練を繰り返します。決められたサイン「合言葉」は、決して他人に教えないように指導します。
- 職員は「救命救急講習」「不審者対応訓練」を受講し、万が一の受傷の際にも、落ち着いて救命行動・「不審者対応」がとれるように訓練します。

(21) 学校及び地域等との連携による児童の育成支援への取組について

＊学校や地域等との連携による子どもの成長過程等に応じた事業展開、保護者への支援、連携など保護者との信頼関係の構築のための取組など

学校との連携

本事業を円滑に運営するためには、学校との連携は非常に重要です。学校生活と学童保育所の生活はつながっていると考えておりますので、責任者が折に触れて第五小学校の校長先生・副校長先生に報告・連絡・相談を行うことはもちろんですが、本部職員も巡回の際に校長先生・副校長先生を訪問する等、コミュニケーションを心がけ、一丸となって児童育成にあたる信頼関係・協力関係を構築します。具体的な取り組み例は下記の通りです。

日々の連携・共有

- 情報の抜け・漏れや重複を避けるため、連携の窓口となる担当者を決めます。
- 毎月、「おたより(学童保育所だよりなど)」を届けるとともに、学校の行事や活動の予定表を確認し、考慮した上で計画をたてます。日々の様子を積極的に学校に伝え、学童保育所への理解が深まるよう努めます。
- 気になる児童がいる場合には、学校と情報交換を行いながら見守ります。定期的に情報交換の機会を持ち、必要に応じて担任や養護教諭、スクールカウンセラー等との連携がはかれるようにします。
- 可能であれば、月1回程度、学校と児童館など関係機関と連絡会議定例開催を希望します。(右写真は校長・副校長との定期連絡会の様子)

緊急時等に備えた連携・情報共有

- 東日本大震災では、学校と学童保育所が普段から協力関係にあったお陰で、協力して対応にあたることが出来ました。学童保育所の安全・危機管理マニュアルを学校側にも提示して、各施設の安全・危機管理システムと整合性を持たせておくことが緊急時に大切と考えています。
- 学級閉鎖や、荒天時の登下校時間変更、休校等、児童の安全にかかわる情報を共有できる体制を築き、安全に児童を預かれるようにします。

第五小学校との連続性をもった育成・運営

- 第五小学校は、こどもたちが国分寺市や地元のことを知り、好きになることを大切に、そして、「地域で育ち地域の一員としての自覚と地域に貢献する高い志をもったこどもたちを地域社会に送り出すこと」を使命として、地域との繋がりを重視している学校です。具体的には、地域・保護者による五小サマースクールの開催や、内藤・日吉地域連合防災会と連携した国分寺学の実施、国分寺赤米会による赤米の苗植えや稲刈り体験等を通して赤米について学ぶ取組み等、こどもたちが地域の方と直接関わり、地域について知る機会を教育活動として実施されています。さらに、令和2年度からコミュニティ・スクールを導入し、地域住民や保護者の学校参画を進め、より一層地域一体となってこどもたちの育ちと安全を見守る体制を強化されています。
- そのため、学童保育所の運営においても、地域の一員としての意識をもち、地域の方にイベント等で講師やボランティアをお願いしたり、児童館等関係機関と交流を行うなど、積極的に地域の方や保護者と交流を図り、地域と一体となってこどもたちの育成に取組みたいと考えています。(※詳細は p.46「地域との連携・交流」をご参照ください。)
- また、第五小学校は「考える子～すすんで学び、深く考え、行動できる児童の育成～」を重点目標として、こどもたちが主体的に学び、自尊感情を育むなかで自己有用感をもってやり遂げる力を培うことを重視されています。そのため、学童保育所においても、こどもたちが主体的に考え、行動し、自主性を育むことができる機会として「こども会議」などを積極的に実施したいと考えています。

※情報交換の際は、こどもや家庭の個人情報の取扱について事前に双方で取り決めをし、適切に対応します。

保護者との連携

共に育む、^{ともいく}共育パートナー

事業運営者と保護者は、「サービス提供者」と「消費者」といった関係ではなく、共に育成する共育パートナーとして連携をとることが大切だと考えます。児童の様子を丁寧に伝え、課題や喜びを共有することを大切にし、信頼関係を構築していきます。

保護者とのコミュニケーション

日常的なコミュニケーション

- お迎え時等を利用して積極的にコミュニケーションを図り、その日のこどもの様子や成長等をお伝えします。
- 活動中のケガや体調変化等については、適宜、保護者に伝え、早急に対応ができるように連携します。
- 直接お会いできる機会が少ない保護者に対しては、電話や連絡帳・おたより等を活用し、学童保育所でのこどもの様子をお伝えします。

保護者会の実施

- 半期に1回以上、「保護者会」を開催し、活動報告とともに保護者からのご意見を伺います。
- 保護者会は保護者同士が交流を深めることができる場でもあるため、状況に応じて保護者間で意見交換・相談等ができる時間を設けます。
- 特に、国分寺市の学童保育所は原則3年生までの利用であるため、4年生からこどもの放課後の居場所をどうするか、いつから自宅の鍵を子どもに持たせるか等保護者はご不安に思われる方も多いかと思っておりますので、保護者会の機会を利用して、学年の異なる保護者同士でも情報共有や相談ができる場を設けたいと考えています。

個人面談の実施

- 年2回「定期個人面談」を下記の要領で実施します。

保護者との情報共有

保護者・子どもに対し円滑な支援を行うため、下記の情報を共有するように心がけます。

共有内容

項目	内容	時期
保護者 ↓ 学童 保育所		
学童 保育所 ↓ 保護者		

情報共有方法

- その他、情報共有については下記の通り整理し、状況に合わせて適切な方法で行います。

項目	メリット	注意点
各 保 護 者		
保 護 者 全 体		

地域との連携、交流

- 学童保育所は、こどもにとっては家庭の延長線上である身近な地域の子育て支援の拠点です。施設内という限られた社会の中だけにとどまらず、地域の人々や社会資源との豊かなネットワークが必要かつ重要と考えます。さらに、こどもたちは地域の見守りと協力によって健やかに育まれます。
- 子育て支援に取り組むことを通して地域は交流と連帯を強くし、地域の力もまた育まれると考えます。私たちは地域の方々のご協力をいただいて運営して参ります。

地域との連携・交流方法

- 地域団体(町内会等)には、引継ぎ期間中にご挨拶に出向き、可能な限り会合等に出席させていただき地域の子育て情報を交換します。
- 地域の一員として日々の地域清掃、町会夏まつり、地域パトロール等に積極的に取り組み、地域の方々との交流をはかります。
- 「内藤・日吉地域連合防災会」などで実施している地域の総合防災訓練に参加し、災害時を想定した地域との連携をはかります。
- 地域の「子ども 110 番の家」挨拶ツアーを児童とともに実施し、いざという時に逃げ込める場所を確認し、顔見知りになって日頃から見守っていただける関係をつくれます。
- 地域の方々の特技や特色ある活動を活かしたプログラム等にご協力いただき交流を深めたいと考えます。地域の団体やボランティアの方との交流事業として伝承遊びや、書道、囲碁将棋、お話等にご協力を依頼します。
- 特に、第四日吉町学童保育所は住宅密集地にあり、隣接する住宅と距離が近いため、こどもたちの活動時の声や物音など、運営中にご迷惑をおかけする可能性があります。責任者をはじめ、職員は日頃から近隣住民と顔の見える関係性を築くことを大切にします。運営等に関するご意見・ご要望等あればお伺いし、改善に取り組めます。

第一・第二・第三日吉町学童保育所

- 第一・第二・第三日吉町学童保育所との連携・交流は、同じ第五小学校・同じ地域のこどもたちを育成する上で重要であると捉えています。
- 利用者の公平性の担保し、こどもたちが放課後の時間に一緒に遊んだり交流することができるよう、積極的に連携を図りたいと考えています。
- 弊社で実施するイベントに招待したり、学校の校庭・体育館等をお借りして合同イベントを実施する等、交流機会の提案をこちらから積極的に行います。
- また、こどもたちの様子や地域の情報等、日頃から職員間も情報共有を図りたいと考えています。

放課後子どもプラン（第五小学校 放課後子ども教室）

- 学童保育所と放課後子ども教室との連携については、全てのこどもたちが放課後の時間、平等に豊かな時間を享受するために欠かせないと考えています。
- 一体又は連携して運営することは、当該小学校のすべてのこどもたちに安全で安心な居場所における多様な体験・交流・学びの場を確保し、さらに地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、こどもたちの社会性、自主性等の豊かな人間性を育むとともに、こどもたちと地域のコミュニティの充実を図る機会を創出する重要な事業と考えています。
- 全ての児童が平等に有意義でかけがえのない放課後の時間を享受できるように、放課後子ども教室と密に連携し、放課後子ども教室開催日には、学童保育所からこどもたちと一緒に参加をさせていただき、一緒に活動できる機会の創出に努めます。
- 放課後子ども教室の活動に学童保育所も参加する場合、放課後子ども教室職員と連携を図り、学童保育所職員も活動のサポートをして、一緒に児童の支援を行います。また、必要に応じて児童の様子等について共有させていただきたいと考えています。
- 可能であれば、放課後子ども教室の運営委員会に学童保育所としても参加をさせていただき、イベント・行事等の企画段階から連携をとらせていただきたいと考えています。

児童館（いずみ児童館・しんまち児童館）

- 令和7年4月からランドセル来館事業の対象学年が4年生まで引き上げられたこともあり、学童保育所卒所後の居場所の一つとして、安心して児童館を利用できるよう、日頃から連携を図り、児童館イベント等においては積極的に参加・協力をさせていただきます。
- 児童館との連携・交流については、特に、第五小学校・第四日吉町学童保育所から近い「いずみ児童館」「しんまち児童館」との連携を想定しています。いずみ児童館については、弊社が運営している第三泉町学童保育所においても既に連携・交流を行っているため、信頼関係をスムーズに構築できると考えています。
- 学童保育所に、児童館のイベント情報等のチラシやポスターを配架し、児童館の情報を広報します。

保育園・幼稚園（やなぎ保育園等）

- 特別な配慮が必要な児童が就学前に通っていた保育園・幼稚園と連携し、それまでの保育の状況について情報を共有します。

放課後等デイサービス

- 障がい児等で放課後等デイサービスを併用している児童については、利用する放課後等デイサービス職員と連携して児童が混乱なく過ごせるようにします。

その他関係機関との連携

こども家庭センター等関係機関

- 近年、育児不安を背景に身近な子育て相談ニーズが増大しています。学童保育所において相談業務を行いますが、専門機関につなげるべき内容のものについては速やかにこども家庭センターにつなげます。
- また、要保護児童地域対策協議会における関係機関として、虐待が疑われる家庭に対しては、こども家庭支援センターとの連携により適切な対応を行います。
- こども家庭センターが主催するケース会議の招集があった場合は、会議に出席し、要保護児童・家庭への今後の方向性に沿った対応をします。

警察・消防署

- 交番、消防出張所に、引継ぎ中にご挨拶に伺い、周辺パトロール、防犯情報の提供、安全指導、避難訓練等についての協力を依頼します。
- 警察機関からは、不審者情報や近隣で発生した事件等の情報が速やかに入るよう、日頃から連絡体制を密にします。

保健所

- 感染症情報等、地域の情報を把握します。

医療機関

- 急病や怪我の場合に近隣医療機関を受診する可能性もあるため、周囲の医療機関リストを作成し、各診療科目と診療時間を把握し、時間外診療が可能な医療機関を確保しておきます。近隣医療機関リストは、常に掲示して全職員がすぐに連絡、対応できるようにします。

(22) 配慮を要する児童への対応について

＊配慮を要する児童（障害のある児童等）への対応方針及び体制（職員配置，研修体制等）が適当であるか

障がいのある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応

- 障がいの有無に関わらず全ての子ども達に遊びの場・保育の場が保障されることは当然であり、同年代の子ども達と一緒に過ごす経験は成長に必須のものと考えます。学童保育所は異年齢かつ集団での生活の場・遊びの場であるため、周囲との関わり合いを通して、障がいのある子どもが日常生活や対人関係における困難さとの付き合い方を身につけ、少しでも過ごしやすくなる環境設定・育成に努めます。
- こどもの障がい・発達段階に応じて、生活や遊びのなかで他児との関わりを支援し、障がいのある子どもとなし子どもが共に遊び過ごすことで、心の成長に資する場を創造したいと考えます。

配慮が必要な児童の支援方法と体制

※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

職員への研修

- 職員に対しては研修を実施し、育成力の向上に努めます。特に発達障がいに起因する児童間のトラブルが想定されますが、正しい知識と対処法を身につけ、トラブルによる二次障がいを防ぎます。

※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

その他の対応

- 要支援児の兄弟姉妹は、周囲から保護者的な役割を期待されがちで、児童自身も自由に活動することを抑制してしまう傾向があることを念頭におき、年齢相応の活動ができるように配慮します。
- 障がい特性を把握し、適切に対応することができるよう、家庭や学校等と連絡を密に連携を図ります。

配慮が必要な児童を受け入れるにあたっての環境設定・工夫

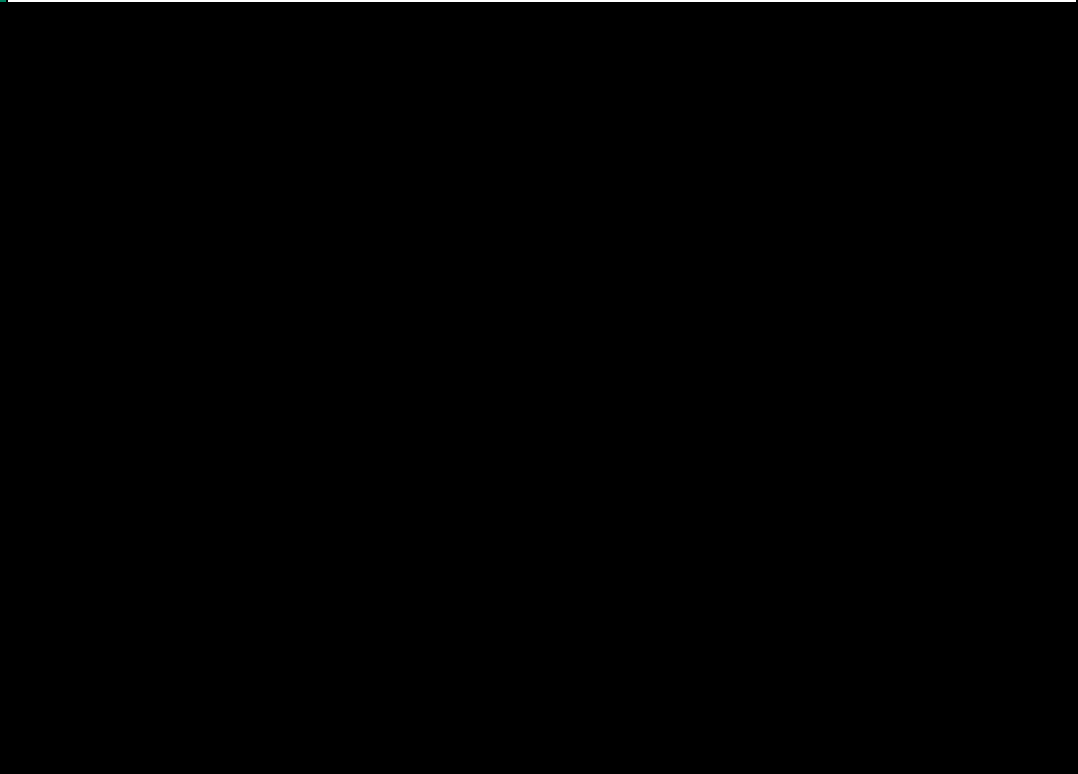
障がいの有無や重さによって、それぞれ支援方法が異なりますが、それぞれの児童の特性をよく理解し個々に合わせた支援を行います。主に受け入れにあたって実施する項目は以下の通りです。

※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

アレルギーへの対応

おやつの安全管理（アレルギー対応等）

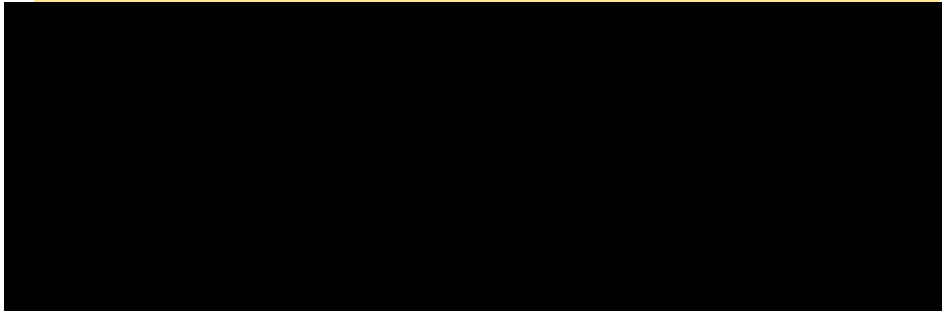
- 食物アレルギーについては、保護者と十分に情報交換した上で対応を協議します。重度のアレルギーのある場合は、保護者に除去食を用意してもらうなども含めて相談します。
- 日々提供するおやつ成分表を事前に全支援員で確認するとともに、することで、万が一アレルギー事故等が発生した場合であっても迅速かつ適切な対応をとれるようにしています。
- おやつアレルギー事故・賞味期限切れ事故を防止するため、弊社では下表の①～⑤の手順で原材料と賞味期限の確認や誤食事故防止の取組を徹底して行っています。

① 立案時	
② 納品時	
③ 準備時	
④ 配膳時	
⑤ 喫食前	

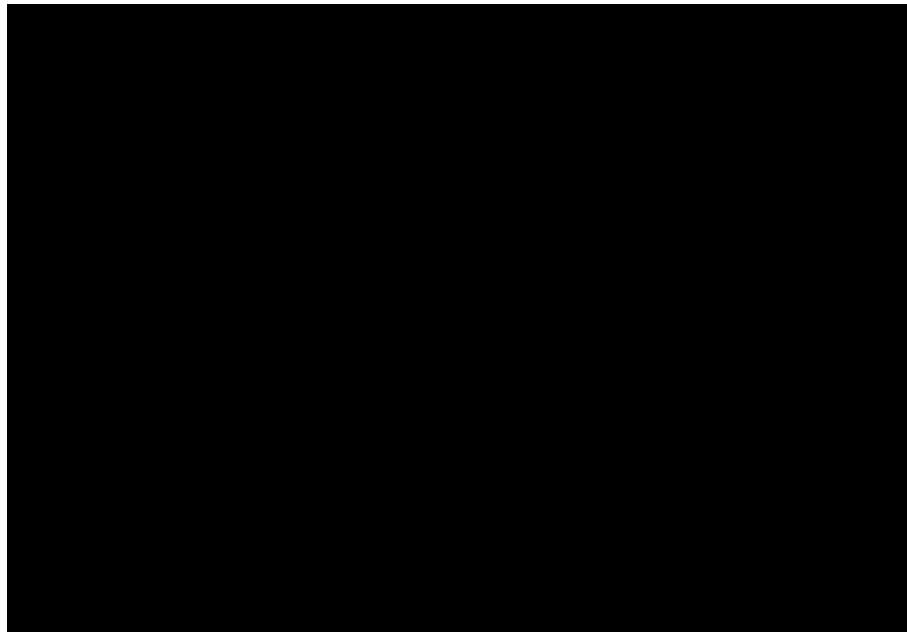
※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

アレルギー対応の研修等

- 弊社の食物アレルギー対応マニュアルをもとに研修等で周知徹底します。また、厚生労働省・日本アレルギー学会のアレルギーポータルサイトを活用し、正しい知見と最新の情報を収集しマニュアルの更新を行います。



-  必修で実施します。
- エピペン所持児童については、保護者とアレルギーの原因物質（アレルゲン）、発症時の症状・対応方法、緊急連絡先、処方薬の管理方法等を事前に相談・協議し、緊急時使用依頼書兼同意書をご提出いただくことで緊急時に円滑な対応ができるよう備えます。また、エピペン所持児童のランドセルは児童と支援員がとりやすい場所にするように心がけます。
- 実際に使用する場合は、児童が動けるようであれば静養室の簡易ベッドへ移動（児童が動けないようであれば他児童を別室や別場所へ移動）し、アナフィラキシーショック対応フロー通りに処置します。



※本提案は弊社の知的財産を含む内容であるため、情報公開において不開示を求めます。

児童虐待についての考え方及び対応

虐待の疑いがある児童について

児童虐待は、こどもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為で重大な人権問題であると考えています。児童虐待の防止等に関する法律及び国分寺市子どもいじめ虐待防止条例の内容を理解し、虐待等保護を要するこどもを発見した時は、一次的な対応をした上で、専門機関と連絡をとり適切な対応を行います。学童保育所は直接問題を解決する機関ではありませんが、地域に密着した子育て支援の拠点として、虐待の早期発見と予防のため、次のような支援に取り組みます。

- 虐待が疑われる場合、弊社 [] の被虐待児との対話の技法ガイドラインに則りこどもの話を聴きます。真摯に対応することで、人の力を借りようと思えるように働きかけ、長期的な対応が可能な児童相談所などの機関につなげます。
- [] を利用して職員全員に研修し、こどもの日々の様子を観察し、少しでも気になる場合は、本部の専門家と協議し、必要に応じ関係機関に連絡します。経過観察を行うために専門家の定期訪問を実施し、協力して早期対応に努めます。
- 虐待やいじめ等について、こどもが安心して相談できる関係づくりを心がけます。職員は信頼出来る大人として声をかけてもらえるように傾聴トレーニングを実施します。一方、こどもに対しては自尊感情を高め「自分を大切にすること」を働きかけます。
- 育児に不安を抱く保護者を対象とした個別相談やワークショップなどを地域の子育て家庭も対象に含めて実施します。
- 虐待が疑われる児童がいた場合、事実に基づいた正確な情報を関係機関等に共有するため、相談記録票を用いて、時系列とともに具体的な相談内容、対応方法等を詳細に記録として残します。

要保護児童対策地域協議会実務者会議及びケース会議への参加

可能であれば、要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース会議に出席し、関係者と連携して対応します。直接話を聞いた職員は、一人で抱え込んだり自己判断したりせず、虐待の疑いがある際は、組織として対応します。